

フランチャイザーの 情報提供義務違反と 合意の瑕疵との関係性

—フランスにおける議論を参考に—

矢 島 秀 和

—目次—

- 第 1 章 はじめに—本稿の問題意識
 - 第 1 節 本稿の検討課題
 - 第 2 節 わが国における議論
 - 第 3 節 フランス法の意義
 - 第 4 節 本稿の構成
- 第 2 章 裁判例の変遷—破毀院商事部1998年2月10日判決まで
 - 第 1 節 はじめに
 - 第 2 節 1998年2月10日判決以前の下級審判決
 - 第 3 節 1998年2月10日判決の登場
 - 第 4 節 小括
- 第 3 章 1998年判決以降の判例法理—詐欺による処理
 - 第 1 節 はじめに
 - 第 2 節 判例の紹介
 - 第 3 節 判例の検討
 - 第 4 節 小括
- 第 4 章 立証責任と L. 330-3 条
 - 第 1 節 はじめに
 - 第 2 節 情報提供義務の立証責任の分配について
 - 第 3 節 合意の瑕疵の推定と L. 330-3 条
 - 第 4 節 小括

第5章	売上予測に関する情報と錯誤無効
	第1節 はじめに
	第2節 2011年判決・2012年判決概要
	第3節 学説の反応
	第4節 2011年判決・2012年判決以降の判例
	第5節 小括
第6章	おわりに
	第1節 若干の考察
	第2節 残された課題

第1章 はじめに一本稿の問題意識

第1節 本稿の検討課題

フランチャイザー（以下、ザーとする。同様に、フランチャイジーはジーとする。）が情報提供義務に違反した場合に、ジーは契約の無効や取消しを主張することはできないか。かかる問題意識に基づき前稿⁽¹⁾でフランス法を検討した結果、日本法における意思の欠缺（不存在）および瑕疵ある意思表示の双方を包含する概念である合意の瑕疵⁽²⁾（vice du consentement）によってザーの情報提供義務違反を処理していることが分かった⁽³⁾。前稿で

(1) 拙稿「フランチャイズ契約締結過程における情報提供義務違反の判断要素に関する一考察—フランスにおける議論を通じて—」法と政治（関西学院大学）65巻4号259頁（2015年）。

(2) フランス民法典1109条は合意の瑕疵として、錯誤、強迫、詐欺を挙げる。また、同1118条において特定の契約または特定の人について、レジオン（lésion）も合意の瑕疵となり得ることを定めている。詳しくは、山口俊夫『フランス債権法』（東京大学出版会、1986年）27頁以下、森田宏樹「『合意の瑕疵』の構造とその拡張理論（1）」NBL 482号23頁以下を参照。

(3) フランスの情報提供義務と合意の瑕疵との関係性について論じる邦語文献は多いが、たとえば、後藤卷則『消費者契約の法理論』（弘文堂、2002年）、山城一真『契約締結過程における正当な信頼』（有斐閣、2014年）、柳本祐加子「フランスにおける情報提供義務に関する議論について」早稲

は契約無効の肯否における判断要素の解明に重きを置いてフランス法の整理を行い、合意の瑕疵理論の検討は次稿での課題とした。まず、ここで、本稿の検討課題と関係する範囲で前稿を簡単に振り返っておきたい。前稿では以下の2点を検討した。

まず、ザーが提供すべき情報の種類・内容に関する議論を紹介し、これを整理した。フランスでは通称「ドゥバン法」と呼ばれる商工業関係の法律である1989年12月31日の法律第1008号⁽⁴⁾(現商法典L. 330-3条(以下、L. 330-3条とする。))が情報提供義務を定め、1991年4月4日のデクレ⁽⁵⁾(現商法典R. 330-1条および同R. 330-2条。以下、R. 330-1条およびR. 330-2条とする。)が提供すべき情報を具体的に定める。R. 330-1条は、ザー自身に関する情報(1号・2号・3号)、ザーの事業経験に関する情報(4号)、当該事業の現況等に関する情報(4号)、当該事業のチェーンに関する情報(5号)、ならびに締結を検討している契約の主要な条件についての情報(6号)を法定している。しかし、R. 330-1条には、わが国

田大学法研論集第49号161頁(1989年)、森田・前掲注(2)22頁および同『「合意の瑕疵」の構造とその拡張理論(2)(3・完)』NBL 483号56頁、484号56頁(1991年)、横山美夏「契約締結過程における情報提供義務」ジュリ1094号128頁(1996年)、馬場圭太「フランスにおける情報提供義務理論の生成と展開(1)(2・完)』早稲田法学73巻2号(1997年)、74巻1号(1998年)、山下純司「情報の収集と錯誤の利用—契約締結過程における法律行為法の存在意義—(一)(二)」法学協会雑誌119巻5号779頁(2002年)、123巻1号1頁(2006年)等がある。

(4) Loi n° 89-1008 du 31 décembre 1989 relative au développement des entreprises commerciales et artisanales et à l'amélioration de leur environnement économique, juridique et social, J. O. 2 janv. 1990, p. 9.

(5) Décret n° 91-337 du 4 avril 1991 concernant l'application de l'article 1^{er} de la loi n° 89-1008 du 31 décembre 1989 relative au développement des entreprises commerciales et artisanales et à l'amélioration de leur environnement économique, juridique et social, J. O 6 avril. 1991, p. 4644.

でザーの情報提供義務を定める中小小売商業振興法11条および同法施行規則11条と同じく売上予測に関する情報は含まれていないが、実際にはかかる情報を提供するザーが多いことから、この情報の提供の義務の有無をめぐる判例・学説で議論が展開されている。判例・学説によれば、ザーには売上予測に関する情報を提供する義務はなく、L. 330-3 条が定める情報を提供すれば情報提供義務を果たしたとされている。

次いで、ザーが情報提供義務に違反した場合の私法上の効果はL. 330-3 条にも R. 330-1 条にも規定されていないものの、判例・学説では契約の無効であると解されているので、本稿で行う検討の前提作業として、契約無効の肯否における判断要素の解明を試みた。L. 330-3 条は、ジーが契約内容をよく知った上で契約できるようにザーに情報提供義務を課している。そこで、同条のこの文言に照らし、ザーから提供された情報が原因でジーの合意に瑕疵が生じていなかったかが問題になる。その際、ジーの事業経験や契約締結過程における言動、情報の提供から契約締結までの期間といった諸要素が斟酌されて契約無効の肯否が判断されている。売上予測に関する情報が提供された場合には、上記の諸要素にくわえ予測の数値とジーが実際に達成した数値との乖離の程度およびその乖離がジーの店舗管理の失敗に起因するものであったかといった事情も考慮されていることが判明した。

以上のように、前稿において、フランス法ではジーの事業経験等の要素を斟酌し、ザーの情報提供義務違反が合意の瑕疵を構成する場合に契約の無効が認められていることを明らかにした。本稿では、前稿で積み残した課題であるフランス法における合意の瑕疵理論の検討を行う。かかる検討に入る前に、日仏の差異を端的に明らかにするために、わが国ではザーの情報提供義務違反があった場合に合意の瑕疵による無効という構成は採られているのか、大まかではあるが、以下において日本法の状況を簡単に述

410(410) 法と政治 67巻1号 (2016年5月)

べる。

第2節 日本法の状況

ザーの情報提供義務違反が問題となる場合とは、契約を締結して開業したものの収益が上がらなかった場合が中心といえる。そうした場合にジーが契約締結過程での売上予測に関するザーの情報提供義務違反を追及するが、その際、同義務違反はもっぱら保護義務違反⁽⁶⁾や不法行為⁽⁷⁾、あるいは債

(6) フランチャイズ契約締結過程におけるザーの保護義務をはじめて容認した「イタリアントマト事件」(東京地判平1・11・6判タ732号249頁)において、ザーには「相手方に不正確な知識を与えること等により契約締結に関する判断を誤らせることのないように注意すべき」義務があると判示されて以降、ザーが誤った情報を提供したりした場合には、契約締結上の過失ないしは保護義務違反による損害賠償で処理するというのが判例の主流といえる。

学説において保護義務構成を採るものとして、金井高志『フランチャイズ契約裁判例の理論分析』(判例タイムズ社、2005年)25頁、同「フランチャイズ契約締結段階における情報開示義務—独占禁止法、中小小売商業振興法及び『契約締結上の過失』を中心として」判タ851号44頁(1994年)、川越憲治「フランチャイズ・システムにおける売上と利益の予測—特に保護義務と積極的開示義務について—」白鷗法学(白鷗大学)第13号73頁(1999年)、渡辺博之『『フランチャイズ』契約交渉とcic責任(二)』高千穂論叢(高千穂大学)第39巻第3号1頁(2005年)。なお、小堺堅吾『フランチャイズ契約法入門』(文化社、1976年)93頁以下では、ザーの保護義務の存在をはじめて認めた先述の「イタリアントマト事件」よりもかなり早い時期からザーが誤った情報を提供した場合に契約締結上の過失による処理を提唱している。

(7) ザーの情報提供義務違反を不法行為で処理したものとして、たとえば「サークルK加賀黒瀬店事件」(名古屋高判平14・4・18判タ1178号176頁)がある。本件では、ザーが事前に予測した日商売上予測数値をジーに開示しなかったことは社会通念上違法であり、ジーはこの点について不法行為責任を負うと判示されており、情報の非開示による不法行為責任の可能性が示された。本判決以外では、たとえば、浦和地判平5・11・30判時1522

(8)
務不履行に基づく損害賠償で処理されるのが一般的である。

フランチャイザーの情報提供義務違反と合意の瑕疵との関係性

号126頁 [天商事件]、浦和地判平7・7・20判タ903号169頁 [フローラ事件]、東京地判平11・10・27判時1711号105頁 [クイニーシステム事件] がある。

なお、情報提供義務と不法行為責任との関係について、近時、出資契約における説明義務違反について、「当該契約を締結するか否かに関する判断に影響を及ぼすべき情報を相手方に提供しなかった場合」には不法行為を構成すると判示した最高裁判決が登場した（最判平23・4・22民集65巻3号1405頁。本判決に対しては数多くの評釈等が存在するので一部に限って挙げさせて頂くと、小笠原奈菜・現代消費者法15巻82頁、久須本かおり・愛知大学法経論集190号89頁、古積健三郎・法教400号143頁、佐久間毅・金法1928号40頁、潮見佳男・金法1953号75頁、鈴木尊明・Law & Practice 6号169頁、平野裕之・NBL 955号15頁、藤田寿夫・法時84巻8号94頁、宮下修一・国民生活研究51巻2号55頁等がある）。この判決の登場により、ジーの契約締結の意思決定に影響を与える情報についてのザーの情報提供義務違反は不法行為とされると考えられるとの指摘がある（加藤新太郎編『判例 Check 契約締結上の過失 改訂版』（新日本法規，2012年）427頁 [本田晃]）。

(8) たとえば、判例では、「シャトレゼ事件」（大津地判平21・2・5判時2071号76頁）が契約締結時にザーから提供された売上予測に関する情報について情報提供義務違反があったとして、債務不履行に基づくジーの損害賠償請求を容認したが、ザーの同義務違反を債務不履行で処理する事例は少ないといえる（本判決以外では、東京高判平22・8・25判時2101号131頁）。

対して、学説ではザーの情報提供義務違反を債務不履行責任として構成する見解が多いといえる（たとえば、円谷峻『契約の成立と責任』（一粒社，1991年）235頁，同『新・契約の成立と責任』（成文堂，2004年）267頁，宮下修一『消費者保護と私法理論』（信山社，2006年）447頁以下（特に474頁以下），浅木慎一「フランチャイズ契約—基本契約の締結前および契約規範の拡張論とその商法的運用—」浜田道代ほか編『現代企業取引法』（税務経理協会，1998年）130頁，大山盛義「フランチャイズ契約締結過程における情報提供義務」沖縄法学（沖縄国際大学）179頁（2005年），半田吉信「フランチャイザーの情報提供義務」千葉大学法学論集第20巻第2号11頁（2005年），高田淳「フランチャイズ契約の特質—フランチャイジー

ザーの情報提供義務違反が問題になった事例で錯誤・詐欺が主張されることはあるものの、わが国の判例では錯誤による無効あるいは詐欺による取消しが認められることはまずない。⁽⁹⁾ 裁判においてザーの説明に対して錯誤無効が主張される場合があるが、ジーの意思表示に要素の錯誤があった

の投資賠償請求を素材として一好美清光先生古稀記念祝賀『現代契約法の展開』391頁以下（経済法令研究会，2000年）。

- (9) 錯誤無効・詐欺取消しの双方が主張され、双方ともに否定されたものとして、たとえば、京都地判平5・3・30判タ827号233頁〔教導塾京都事件〕、水戸地判平7・2・21判タ876号217頁〔教導塾水戸事件〕（ただし、ザーの勧誘行為は不法行為を構成するとした。）、東京地判平5・11・29判タ874号212頁〔クレーハウス・ユニ事件〕（ただし、ザーの保護義務違反による損害賠償請求は容認。）、名古屋地判平13・5・18判時1774号108頁〔サークルK事件〕（ただし、ザーの情報提供義務違反に基づく損害賠償請求は容認。控訴審（名古屋高判平14・4・18判タ1178号176頁）も原審を支持。）、千葉地判平13・7・5判時1778号98頁〔ローソン千葉事件〕（ただし、ザーはできるだけ正確な知識や情報を提供すべき信義則上の義務に違反していたとしてジーの損害賠償請求を容認。）、名古屋地判平13・9・11 LEX/DB 文献番号28071164（ただし、ザーの情報提供義務違反に基づく損害賠償請求は容認。）、名古屋高判平14・5・23判タ1121号170頁、千葉地判平19・8・30判タ1283号141頁〔オクトパス事件〕（ただし、ザーの保護義務違反に基づく損害賠償請求は容認。）、東京地判平25・3・15 LEX/DB 文献番号25511713（ただし、ザーの信義則上の義務違反による損害賠償請求は容認）がある。

錯誤無効、詐欺取消しのいずれかが主張されたものの否定されたものとして、たとえば、大阪地判昭61・9・29判タ622号116頁〔ドクターリフォーム事件〕（詐欺否定）、浦和地判平5・11・30判タ873号183頁〔天商事件〕（詐欺否定）、東京地判平14・1・24 LEX/DB 文献番号28140008（詐欺否定）、名古屋地判平14・3・1 LEX/DB 文献番号28070948（詐欺否定）、金沢地判平15・4・28判時1931号58頁（錯誤否定。ただし、情報提供義務違反による損害賠償請求は認容）、那覇地判平17・3・24判タ1195号143頁〔ホットスパ―事件〕（錯誤否定）、東京地判平25・2・18 LEX/DB 文献番号25511124（錯誤否定）がある。

とは認められないなどとして否定されるのが一般的である。また、詐欺が主張されることがあっても、それは契約の拘束力からの解放の手段としてではなく、不法行為に基づく損害賠償請求の根拠として主張されることが多く、そうした詐欺による不法行為責任であれば少なからず認められている。⁽¹⁰⁾
⁽¹¹⁾

したがって、わが国では、フランチャイズ契約締結過程における情報提供義務違反を合意の瑕疵を理由とする契約の無効で処理するものは見当たらないのが現状といえる。⁽¹²⁾

第3節 フランス法を検討する意義

前記のように、わが国ではザーの情報提供義務違反を詐欺で処理するのはほとんどない。その理由は、詐欺が成立するにはいわゆる「二段の故

(10) たとえば、千葉地判平13・7・5判時1778号98頁〔ローソン千葉事件〕。

(11) たとえば、水戸地判平7・2・21判タ876号217頁〔教導塾水戸事件〕では、ザーは「加盟塾を事前の説明どおりに運営していただくの意思も能力もないのに、その能力があるかのように偽って加盟希望者を錯誤に陥れ、塾加盟契約を締結させた」違法な勧誘行為をしたとして詐欺による不法行為を構成するとした。この教導塾による事件では、上記の水戸事件や京都事件以外にも、福岡地判平6・2・18判時1525号128頁〔教導塾福岡事件〕でも、契約締結時にザーに詐欺的行為があったとされている。教導塾事件以外では、たとえば、大阪地判昭53・2・23判タ363号248頁〔ピロピタン事件Ⅱ〕では、勧誘行為が詐欺行為であるとして不法行為責任が認められている。

(12) もちろん、周知のように、情報提供義務一般について、錯誤・詐欺の拡張による契約の効力否定を主張する見解はある。この点については、後藤卷則「情報提供義務」内田貴・大村敦志編『ジュリスト増刊 民法の争点』218頁（有斐閣，2007年）および、同「錯誤・詐欺と情報提供義務とをどのように関連づけて規定すべきか」椿寿夫ほか編「法律時報増刊 民法改正を考える」69頁（日本評論社，2008年）の議論状況の整理を参照されたい。

意」が必要とされているが、ジーによるその立証が困難であることから詐欺は使いにくく、また、これにくわえ保護義務違反であれば詐欺と異なりザーの故意による場合のみならず過失による場合も認められる、という点に求められよう⁽¹³⁾。錯誤については、動機の錯誤による無効は原則として認められず、法律行為の要素に錯誤がなければならないことから、フランチャイズ契約において実際に使用するの⁽¹⁴⁾は難しいとの指摘がある。このように、詐欺や錯誤は成立要件が厳格にすぎるとい⁽¹⁵⁾うデメリットがあるために、詐欺よりも簡便なジーの救済方法として、「イタリアントマト事件」判決で示された保護義務違反による救済が主流になっているのであ⁽¹⁶⁾ろう。また、保護義務違反等に基づく損害賠償を認めて過失相殺で割合的解決をするほうが、裁判所としてもオールオアナッシングになる合意の瑕疵による無効よりも使いやすいという側面はある⁽¹⁷⁾だろう。

しかしながら、冒頭で述べたフランスでは、わが国と同じくザーの情報提供義務違反が問題になっているにもかかわらず、ジーの保護として合意の瑕疵による契約の無効という処理がなされていると評価できることを考

(13) 以上の点を指摘するものとして、金井・前掲注(6)33頁。

(14) 川越憲治『最新 販売店契約ガイドブック』(ビジネス社、1990年)42頁。

(15) 川越憲治『[新版] フランチャイズ・システムの判例分析』(商事法務、2000年)43頁。

(16) かかる点を指摘するものとして、木村義和「批判」法律時報72巻2号88頁(2000年)。

(17) ただし、本稿では触れていないが、フランス法においては合意の瑕疵による無効が主ではあるものの、第2節で概観した日本法と同じく、ザーの情報提供義務違反があった場合には民法典1382条の不法行為責任に基づく損害賠償(dommages-intérêts)で処理されることもある(C. Grimaldi et al., *Droit de la franchise*, Litec, 2011, n° 155, p. 126.)。かかる点を指摘する邦語文献として、小塚荘一郎「フランチャイズ契約論(4)」法学協会雑誌第114巻第9号1017頁(1997年)がある。

えると、合意の瑕疵はジーの保護のために本当に機能しにくい制度なのか疑問である。また、ザーに情報提供義務を課す目的はジーが契約締結の判断をするのに必要な情報をザーに提供させることである⁽¹⁸⁾。つまり、ザーに必要な情報を提供させることで、ジーが契約締結の是非を判断するにあたり重要な事項につき十分に理解して（ジーの合意に瑕疵が生じることなく）契約できるようにするための義務が情報提供義務であるといえる。情報提供義務の目的をこのように考えると、ザーの同義務違反があった場合には、ジーは契約内容について正確な理解に至らぬまま意思決定したことになる。そうした場合に、ジーの保護を図る手段として、保護義務違反等による損害賠償請求のみならず、これにくわえて合意の瑕疵による契約の無効も活用できないだろうか。こうした理由から、誤った情報の提供あるいは情報の不提供があった場合に契約の無効・取消しを主張する根拠としての錯誤・詐欺の活用可能性を模索するにあたり、合意の瑕疵が用いられているフランス法は日本法の状況と比較して非常に興味深く、これを検討することは今後日本法を考察する際の視座を得るにあたり意義があるものと考えた。

以上が、本稿においてフランス法を参考にする理由である。

第4節 本稿の構成

上記の問題意識に基づく本稿における叙述の順序は以下のとおりである。

まず、フランスでは破毀院商事部1998年2月10日判決（以下、1998年判決とする。）の登場により、L. 330-3 条が規定する情報提供義務違反があった場合の私法上の効果は合意の瑕疵による無効という判例法理が確立した。そこで次章では、本判決が登場するまでの下級審レベルでの判例の変遷の軌跡をたどる。

(18) 三島徹也「フランチャイズ契約の締結過程における情報提供義務」法律時報72巻4号72頁（2000年）。

次に第3章では、1998年判決以降の判例の紹介および検討を行う。その際には、情報提供義務違反が詐欺を構成する場合には詐欺的沈黙と虚偽の言明による詐欺とに分けて考えることができるので、それぞれについての判例を取り上げ検討する。

第4章では、情報提供義務違反は民法典の合意の瑕疵理論に従い処理されることから、合意の瑕疵の立証責任はジーが負担する。しかし、それではL. 330-3条がジーの保護のためにザーに情報提供義務を課した意義が没却されかねないとして、学説にはザーの同義務違反があった場合には合意の瑕疵を推定すべきとの議論があるので、この議論を考察する。

第5章では、伝統的に本質に関する錯誤（民法典1110条）とは解されてこなかった収益に関する錯誤（*erreur sur la rentabilité*）に基づきフランチャイズ契約を無効にした2つの破毀院判決と、両判決に対する学説の反応を中心に取り上げる。

以上を経て、最後に、L. 330-3条と民法典の合意の瑕疵（1116条）との関係および収益に関する錯誤を対象に若干の考察を行い、本稿での検討の結果残された課題を提示する。

第2章 裁判例の変遷—破毀院商事部1998年2月10日判決まで—

第1節 はじめに

情報提供義務を規定するドゥバン法は、同法に違反した場合について、R. 330-1条で第五級違刑罪（1500ユーロ以下の罰金刑）を規定するのみで私法上の効果について規定を欠いている⁽¹⁹⁾。そのため、1998年判決が登場するまで、ドゥバン法に違反した場合にそのことのみで契約は無効になるのか、あるいは同法違反だけでなく合意の瑕疵もあってはじめて無効に

(19) D. Baschet, *La Franchise Guide juridique Conseils pratiques*, Gualino éditeur, 2005, n° 619, p. 277.

なるのか、下級審では判断が分かれていた。⁽²⁰⁾ そのような中、1998年判決が後者の立場に立ったことで、本判決以前の下級審判決の潮流であった前者の見解は否定されたと評価されている。⁽²¹⁾ そこで本章では、1998年判決以前の下級審レベルの判例の変遷をたどると同時に、それら裁判例に対する学説の批判も取り上げ、次いで1998年判決を検討する。

第2節 1998年2月10日判決以前の下級審判決

第1款 合意の瑕疵が認められた場合に限り無効とする見解

1998年判決以前でも、ドゥバン法違反に基づき契約を無効にするには合意の瑕疵の存在が必要としたものがある。パリ商事裁判所1993年3月22日判決は、ドゥバン法違反が詐欺や錯誤を構成しない限り、契約の無効は認められないとした。⁽²²⁾ パリ控訴院1996年6月21日判決もまた、ドゥバン法違反によってジエの合意に瑕疵が生じた旨証明されない限り契約の無効は認められないとした。⁽²³⁾

第2款 情報提供義務違反がただちに契約の無効を導くとする見解

とはいえ、ドゥバン法制定当初の下級審判決の多数 (majoritaire) は、ザエのドゥバン法違反のみをもって、ただちに (automatique) 契約を無効にするという処理の仕方であったとされる。⁽²⁴⁾ それは、ドゥバン法および

(20) F.-X. Licari, *La protection du distributeur integre en droit français et allemand*, Litec, 2002, p. 259-260; F.-L. Simon, *Un an d'actualité de la franchise*, LPA, n° 243, avant-propos, J.-C. Magendie, 4 déc. 2008, n° 81, p. 31.

(21) L. Attuel-Mendes, *Conséquences du non-respect de l'obligation précontractuelle d'information en matière de franchise*, JCP G., 2007, II, 10133.

(22) TC Paris, 22 mars 1993, D. 1994, somm., p. 281, obs. T. Hassler.

(23) CA Paris, 21 juin 1996, Juris-Data n° 022169.

(24) M. Behar-Touchais et G. Virassamy, *Traité des contrats Les contrats de la*

1991年4月4日のデクレが刑事上の制裁である罰金刑を規定していることから、上記諸法文は公序 (ordre public) に関する規定であるので、これに対する違反はただちに契約を無効にさせるというものである。⁽²⁵⁾ モンペリエ控訴院1997年12月4日判決は、ドゥバン法および1991年4月4日のデクレが情報提供義務違反は刑事罰をもって制裁されるとしているから、これら法文は公序の性質を有するので、契約への署名から20日前までにザーが同義務を果たさなかったことは契約の無効を生じさせると判示した。⁽²⁶⁾ フランチャイズ契約ではなく営業財産賃貸借契約 (contrat de location-gérance) の事案であるが、パリ控訴院1995年7月7日判決も同様の理由で契約の無効を宣言した。⁽²⁷⁾

以上の他に、1991年4月4日のデクレ第1条第5号で規定する情報はジューが契約内容をきちんと理解して契約するのに不可欠な情報であることから、ザーが同号の列挙する情報の提供を怠ったことを理由にフランチャイズ契約の無効を言い渡したパリ控訴院1995年3月24日判決もある。⁽²⁸⁾

なお、以上で取り上げた判決におけるザーの情報提供義務違反による無効の性質は絶対無効 (nullité absolue) と解されている。⁽²⁹⁾

distribution, L. G. D. J., 1999, n° 68, p. 47.

(25) CA Paris, 17 mai 1995, D., 1997, somm., p. 55, obs. D. Ferrier. V. aussi, M. Malaurie-Vignal, *Droit de la distribution*, Sirey, 2^e édition, 2012, n° 282, p. 83.

(26) CA Montpellier, 4 déc. 1997, JCP E., 1998, p. 604, n° 3, note P. Neau-Leduc. このモンペリエ控訴院判決と同様の理由で情報提供義務に違反した契約をただちに無効としているものとして、TC Paris, 28 oct. 1992, JCP 1993, IV, p. 358; CA Paris, 18 sept. 1996, Juris-Data n° 022995.

(27) CA Paris, 7 juill. 1995, JCP E., panorama, 1995, 1175.

(28) CA Paris, 24 mars 1995, D. 1995, inf. rap. p. 138.

(29) Ph. le Tourneau, *LES CONTRATS DE FRANCHISAGE*, Litec, 2^e édition, 2007, n° 303 p. 137.

第3款 学説の批判

しかし、学説は前款で取り上げた下級審判決の傾向に対して批判的であったとされる⁽³⁰⁾。

ヴィラサミー (Virassamy) らは、先述した下級審判決の処理の仕方はザーに対してドゥバン法の情報提供義務の厳格な遵守を求めることができる点でメリットはあるとする。しかし、ドゥバン法に違反した契約はただちに無効となるとザーの情報の不提供を主張するだけで契約から解放されることになるので、利益を上げられなかったらザーの情報提供義務違反を主張すればよいというジーの機会主義的行動 (comportements opportunistes) を助長することになると批判する⁽³¹⁾。

ジャマン (Jamin) は前記のパリ控訴院1995年3月24日判決の評釈において、契約の無効という結論自体は支持しつつも、ザーの不完全な情報の提供がジーの合意の帰趨 (sort) に何ら影響を及ぼさない場合があることを考えると、情報提供義務の違反がジーの契約締結の意思に決定的な影響を及ぼしたときに無効は生じると解すべきと批判する⁽³²⁾。

以上のように、ドゥバン法違反のみで契約の無効が認められるとする見解に対して学説は批判的だった。そのような中登場したのが、前記のパリ控訴院1995年7月7日判決の上告審判決である1998年判決である。

(30) J.-M. Leloup, *La franchise Droit et pratique*, DELMAS, 4^{ème} édition, 2004, n° 946, p. 187. 本文で取り上げたもの以外で、1998年判決以前の下級審判決に対して批判的見解を示しているものとして、たとえば、L. Vogel et J. Vogel, *Loi Doubin: Des certitudes et des doutes Premier bilan sur l'information précontractuelle après cinq ans d'application de la loi (1990-1995)*, D. Affaires, 1995, p. 8, n° 18; Licari, *op. cit.* [note 20], p. 261.

(31) Behar-Touchais et Virassamy, *op. cit.* [note 24], n° 70, p. 49-50.

(32) CA Paris, 24 mars 1995, JCP G., 1995, I, 3867, n° 6, obs. Ch. Jamin.

第3節 1998年2月10日判決の登場

第1款 破毀院商事部1998年2月10日判決要旨⁽³³⁾

【事実】

青果品流通のために設立されたY（営業財産賃貸人）は、自身の親会社の従業員であるXらに対して、営業財産賃貸借契約の形式で、青果販売を行う営業財産を経営することを提案し、Xらとの間で本営業財産賃貸借契約を締結した。しかし、XY間で争いが生じたため、Yがドゥバン法の定める情報提供義務に違反していたとして、Xらは本営業財産賃貸借契約の無効を主張した。前記のとおり原審はYのドゥバン法違反のみをもって本契約の無効を言い渡した。そこで、Xらの合意に瑕疵が生じたか否かを判断せず無効を宣言した原審の判断の誤りを理由に、Yらが破毀申立てをした。

【判旨】

「1989年12月31日の法律第1条について；

本営業財産賃貸借契約を無効にするために、控訴院は本件契約書の草案（avant-projets）が契約への署名に先立って提供されていなかったとしか述べていない。

(33) Cass. com., 10 fév. 1998, Bull. civ., IV, n° 71. 1998年判決は営業財産賃貸借契約の事案であるが、本判決はドゥバン法が適用される契約について同法違反があったときにその契約の無効が認められるには、同法が定める情報提供義務違反だけで無効になるのか、それともそれにくわえて合意の瑕疵の証明が必要なのかについて判示したものであるから、本判決で示された解釈は契約の種類に関係なく、同法の適用条件を満たすあらゆる契約に妥当することになる。したがって、本判決で示された解釈はフランチャイズ契約にも当てはまるとの理解が一般的である。そうした理解を示すものとして、たとえば、Baschet, *op. cit.* [note 19], n° 622, p. 280.

以上のように判断をするので、情報の不提供がXらの合意に瑕疵を生じさせるものであったか検討しない原審は、同法1条についての判断にあたり法律上の根拠を与えなかった。」

第2款 1998年判決の評価

前記の下級審における潮流に対して批判的だったためか、学説はドゥバン法に違反したことのみをもって契約の無効は認められず、同法違反を合意の瑕疵で処理することについては概して賛同しているといえる。⁽³⁴⁾たとえばリカリ (Licari) は次のように本判決に賛同する。すなわち、L. 330-3条の立法理由 (ratio legis) は、ジーの合意に瑕疵を生じさせることなく契約することを可能にするために情報提供義務を法定したというものである。にもかかわらず、ザーが情報提供義務に違反したことのみをもって契約の無効が認められるとなると、L. 330-3条の上記趣旨に反する。彼はこのように述べて、合意の瑕疵により処理した1998年判決に対して肯定的な評価を下している。⁽³⁵⁾

ただし、学説が1998年判決に関して評価しているといえる点は、ドゥバン法の違反のみをもって当然に契約を無効とする解釈を退けた点であって、合意の瑕疵の証明をジーに課したことについては批判的な学説が少なくないという点は留意したい。すなわち、ドゥバン法に違反した契約を無効にするには常にジーによる合意の瑕疵の立証が必要となると、同法違反による契約の無効は民法典の合意の瑕疵の規定と同じ条件で処理されるこ

(34) V. par ex. Behar-Touchais et Virassamy, *op. cit.* [note 24], n° 70, p. 49-50; Leloup, *op. cit.* [note 30], n° 946 et s., p. 187 et s.; L. Leveneur, *Obligation précontractuelle d'information: la sanction n'est pas automatiquement la nullité du contrat*, Contrats, conc. consom. 2007, comm. 167.

(35) Licari, *op. cit.* [note 20], p. 261-262.

とになってしまう⁽³⁶⁾。そうすると、ジーの保護のためにドゥバン法が情報提供義務を定めた意味がなくなるのではないかということである⁽³⁷⁾。かかる点については第4章で検討する。

第3款 1998年判決以後の判例の動向

フランチャイズ契約についても、破毀院は翌年の1999年10月19日判決で、「1989年12月31日の法律が定める情報を記載した文書を提供する義務の違反は、合意の瑕疵があった場合に限り契約の無効を生じさせる」ものであるところ、ジーは「当該文書の不提供がジーの合意に瑕疵を生じさせ、その結果、本契約の性質もしくは内容に関して自身が錯誤に陥っていたことを証明していなかった」と判示している⁽³⁸⁾。本判決以降も、破毀院は合意の瑕疵の存在が証明された場合に限り契約は無効になるとの立場を維持している⁽³⁹⁾。しかし、1998年判決以降も、ドゥバン法の公序性を理由に、一部の下級審判決では同法4項が定める契約への署名に先立つ20日前までの情報の不提供のみをもって契約の無効を宣言するものがあつた⁽⁴⁰⁾。とはいえ、そうした判決はごく一部に過ぎず、多くの判決は1998年判決と同様

(36) D. Mainguy et J.-L. Respaud, *Comment renforcer l'efficacité de la «loi Doubin»* (C. com., art. L. 330-3)?, *Contrats, conc. consom.* 2003, chron. 4, n° 8.

(37) Behar-Touchais et Virassamy, *op. cit.* [note 24], n° 70, p. 51.

(38) 同日には3件の判決が出され、それぞれにおいて1998年判決と同様の見解が示されている (Cass. com., 19 oct. 1999, pourvoi n° 96-20392, n° 97-14366, et n° 97-14367.)

(39) Leloup, *op. cit.* [note 30], n° 947-949, p. 187-188. たとえば、破毀院商事部2005年6月14日に出された2つの判決がある (Cass. com., 14 juin 2005, n° 04-13947 et n° 04-13948.)。

(40) V. par ex. CA Montpellier, 21 mars 2000, D., 2001, somm., p. 296, obs. D. Ferrier; CA Montpellier, 3 oct. 2000, *Juris-Data* n° 128551.

に、ザーの情報提供義務違反が合意の瑕疵を構成する場合に限り契約の無効を認めるとの判断を示すようになっていった。⁽⁴¹⁾なお、合意の瑕疵による契約の無効であることから、ここでいう無効の性質は相対無効 (nullité relative)⁽⁴²⁾である。

第4節 小括

1998年判決が登場したことで、情報提供義務違反が合意の瑕疵を構成し、この合意の瑕疵が立証されなければ無効は認められないとする理解が判例上定着していった。現在では、ドゥバン法が定める情報提供義務に違反した場合には合意の瑕疵による契約の無効で処理されるのが判例上一般的になり、学説でも合意の瑕疵がなければ無効は認められないとの理解が一般的といえる。⁽⁴³⁾確かに、ザーが提供すべき情報の中にはジーの合意の形成に影響を及ぼさないと考えられる情報もあるといえるので、⁽⁴⁴⁾情報提供義務違反があればただちに契約の無効を認めるのは問題があろう。そもそも、ドゥバン法が定める情報提供義務違反のみで契約の無効を認めることは、実質的に同法の遵守が契約の有効条件 (condition de validité du contrat)

(41) Y. Marot, *Prolongements de l'arrêt de la Chambre commerciale du 10 février 1998 sur l'information précontractuelle en matière de contrat de franchise*, D. 1999. chron. p. 433.

(42) F.-L. Simon, *Théorie et Pratique du droit de la Franchise*, lextenso, 2009, n° 161, p. 109. フランス法における絶対無効と相対無効は、前者がわが国の無効、後者が取消しにそれぞれ対応する概念である。詳しくは、鎌田薫「いわゆる『相対的無効』について—フランス法を中心に」椿寿夫編『法律行為無効の研究』（日本評論社、2001年）127頁以下を参照。

(43) V. Leloup, *op. cit.* [note 30], n° 946, p. 187.

(44) D. Ferrier, L'information du candidat à la franchise La loi «Doubin»: bilan et perspectives, in N. Dissaux et R. Loir, *La protection du franchisé au début du XXI^e siècle*, L'Harmattan, 2009, p. 84.

というに等しいことになってしまう⁽⁴⁵⁾。よって、ザーの情報提供義務違反が合意の瑕疵を構成した場合に限り契約の無効を認める1998年判決以降の判例の態度は理解できる。

それでは、1998年判決以降、ザーがドゥバン法に違反した場合、判例上どのような処理がなされているのか。他方で、学説が指摘するように、ドゥバン法が情報提供義務を法定したにもかかわらず、契約の無効は合意の瑕疵の立証ができない限り認められないとなると、ジエの保護のために同義務を課した同法の意義を損ないかねない。よって、ドゥバン法の意義を損なわないようにしつつも、同時にジエの過剰な保護を避けるにはどのような解釈が志向されるべきであるかが問われることになる。

以上の諸点が問題になるが、まず、次章で1998年判決以降の判例を検討し、続く第4章でザーがドゥバン法に違反した場合に合意の瑕疵の推定を認める学説を俯瞰する。

第3章 1998年判決以降の判例法理—詐欺による処理

第1節 はじめに

前章で紹介した1998年判決を皮切りに、ザーの情報提供義務違反が合意の瑕疵を構成し、これが証明された場合に限り契約の無効が認められるという理解が判例として確立した。このザーの情報提供義務違反はもっぱら詐欺で処理される⁽⁴⁶⁾。そこで、本章では1998年判決以降の判決を対象に、ザーの情報提供義務違反が詐欺を構成するか否かが問題になった判決の紹介および検討を行うが、その前に、ここでフランス法における詐欺について概略を述べておきたい。

民法典1116条⁽⁴⁷⁾によれば、詐欺とは、当事者の一方からなされた、他方

(45) Leloup, *op. cit.* [note 30], n° 945, p. 187.

(46) Baschet, *op. cit.* [note 19], n° 852, p. 390.

の相手方に契約の締結を決定づける錯誤を惹起させる術策 (manœuvre)⁽⁴⁸⁾ のことであるが、詐欺それ自体は合意の瑕疵ではなくその原因である。そして、この詐欺が成立するには、詐欺者側の要件として、術策 (事実の秘匿 (réticence)、虚偽の言明 (mensonge) も含む) が存在すること、および相手方を騙そうという意図が存在することが必要である⁽⁴⁹⁾。相手方である被詐欺者側の要件としては、詐欺者の術策によって錯誤が生じたこと⁽⁵⁰⁾、およびその錯誤が契約締結にとって決定的であったことが求められる⁽⁵¹⁾。以上の要件を充足すると、契約の無効が認められる。

それでは、1998年判決以降の判決の紹介および検討に移りたい。

第2節 判例の紹介

本節での検討に際しては、ザーの情報提供義務違反が詐欺を構成する場合について、シモン (Simon) が以下のような指摘を行っていたので、彼の指摘に従って検討を行いたい。すなわち、彼によれば、ザーの詐欺として問題になるのは、主として詐欺的沈黙 (réticence dolosive: L. 330-3 条が定める情報の意図的な不提供による詐欺) であるが、意図的に誤った情報を提供する虚偽の言明による詐欺 (dol par mensonge) の場合もある。

(47) 民法典1116条

「当事者の一方によって実行された術策は、それがなければ、一方当事者が契約しなかったということが明らかであるというような場合には、契約の無効原因とする。

詐欺は推定されることはなく、立証されなければならない。」

(48) F. Terré et al., *Les obligations*, Dalloz, 11^e édition, 2013, n° 228, p. 255.

(49) *Ibid.*, n° 230-234, p. 256-263.

(50) 詐欺が成立するには詐欺者が術策を用いたことが必要であるから、第三者が詐欺を行った場合には契約の無効は認められず、損害賠償 (dommages-intérêts) が認められるに過ぎない (*Ibid.*, n° 235, p. 262.)

(51) *Ibid.*, n° 236, p. 263-266.

そして、後者の虚偽の言明による詐欺の場合にはL. 330-3条が法定する情報についても問題になり得るが、とりわけ同条が法定していない売上予測に関する情報について問題になることがあるという⁽⁵²⁾。次款以降では、それぞれの詐欺の態様について年代順に取り上げ紹介を行いたい。なお、本節で扱う判例については、次節での判例の検討で取り上げる便宜上、ナンバリングをした。

第1款 詐欺的沈黙

トゥールーズ控訴院2000年1月13日判決（判決①）では、ジーは、ザーが自身を欺いて契約させようとする意図を証明しなければならなかったところ、この証明をしてないので、ザーの情報提供義務違反は詐欺を構成するとはいえないとして、ジーの契約無効の主張を⁽⁵³⁾斥けた。

ヴェルサイユ控訴院2002年2月7日判決（判決②）では次のように判示された。ドゥバン法および1991年4月4日のデクレが記載すべきとする地域市場の現況に関する情報および当該市場の発展予測について、これら情報はジーにとって不可欠な情報であるにもかかわらず、ザーが契約締結前に提供した文書には記載されていなかった。このことにくわえ、ジーはチェーンに加盟していた元ジーが契約期間満了前に契約を打ち切られていたりしていたことを証明した。このように、ザーは誠実な情報を提供していなかったことから、ザーの情報提供義務違反は詐欺的沈黙を構成するとして⁽⁵⁴⁾契約の無効を宣言した。

パリ控訴院2004年4月8日判決（判決③）では、L. 330-3条が提供すべきとする情報である前年中にザーのチェーンから抜けたジー数について、

(52) V. Simon, *op. cit.* [note 42], n° 165, p. 118.

(53) CA Toulouse, 13 janv. 2000, Juris-Data n° 108290.

(54) CA Versailles, 7 févr. 2002, Juris-Data n° 210324.

ザーはジーに秘匿していた。ザーが提供した文書では、契約締結の前年の契約解消数について5件しか記載されていなかったが、ジーは実際には契約締結の前年中に数十ものジーが店舗を閉店していたということを証明した。こうした情報の秘匿はジーの合意にとって決定的なものであったとして、ザーの詐欺を理由に契約を無効にした。⁽⁵⁵⁾

パリ控訴院2006年10月26日判決（判決④）では、ジーが契約を締結する前年中にザーのチェーンを抜けたジーの数がチェーン全体の店舗数の3分の2に達していた場合において、ジーの契約締結の意思を萎縮させないようにこのことを秘匿していたことは詐欺的沈黙を構成するとし、契約を無効にした。⁽⁵⁶⁾

パリ控訴院2007年6月13日判決（判決⑤）では次のように判示された。L. 330-3条が提供すべきとする情報は本フランチャイズ契約締結後に提供されており、したがってジーは市場の実態、競合他社の実態、ザーのチェーンの実態について認識できないまま契約に至らされた。また、ザーは、ジーに対して毎月の法外なロイヤルティの額を秘匿し、この法外な負担額をジーに知られると契約の締結を拒まれることになるということを認識していた。このようなザーによる情報の秘匿は詐欺的沈黙を構成するとし、契約を無効にした。⁽⁵⁷⁾

パリ控訴院2010年3月17日判決（判決⑥）の判旨はこうである。L. 330-3条が法定するザーのチェーンに加盟するジーの情報や市場の発展予測の情報が秘匿されていた場合に、ジーは自身の契約締結にとって不可欠な情報に関して欺かれ、ジーがザーのチェーンの実態を把握できていたならば契約をしなかったのは明らかであるとして、詐欺的沈黙による契約の

(55) CA Paris, 8 avr. 2004, Juris-Data n° 254237.

(56) CA Paris, 26 oct. 2006, Juris-Data n° 322712.

(57) CA Paris, 13 juin 2007, Juris-Data n° 341064.

無効を認めた。⁽⁵⁸⁾

破毀院商事部2012年4月3日判決（判決⑦）では次のように判示された。ザーは、自身のチェーンに加盟するジーが経営困難な状態（difficulté）であるのに、こうした情報を秘匿して当該チェーンの実態（réalité）を意図的に歪曲した。こうしたザーの術策はジーの契約締結にあたり決定的なものであったとして、詐欺的沈黙を構成するとし、本契約の無効を宣言した。⁽⁵⁹⁾

破毀院は、判決⑦と同日にもう一つ詐欺的沈黙に関する判例を出している（判決⑧）。本件では、ザーは情報提供義務に違反していたが、これによってジーの合意が完全に（totalemment）瑕疵あるものにはなっていなかったとして、ジーの詐欺的沈黙に基づく契約の無効の主張を認めなかった原審の判断を支持した。⁽⁶⁰⁾

第2款 虚偽の言明による詐欺

虚偽の言明による詐欺については、売上予測に関する情報を対象に検討したい。というのは、前記の詐欺的沈黙の場合と異なり、判例・学説の趨勢によれば、売上予測に関する情報はザーが提供すべき情報とされていない。そのため、かかる情報が提供された場合には虚偽の言明による詐欺も問題になり得るからである。⁽⁶¹⁾同時に、L. 330-3条が法定する情報についても積極的に虚偽の情報を提供してジーを錯誤に陥れたと評価できる事例もあるので、併せて検討したい。

(58) CA Paris, 17 mars 2010, Juris-Data n° 015258.

(59) Cass. com., 3 avr. 2012, Juris-Data n° 006475.

(60) Cass. com., 3 avr. 2012, pourvoi n° 11-14001.

(61) Simon, *op. cit.* [note 42], n° 165, p. 118.

(1) 売上予測に関する情報について⁽⁶²⁾

ルーアン控訴院2003年5月15日判決（判決⑨）では、ザーがジーに対して意図的に水増しした売上予測に関する情報を提供し、それが実現不可能であることをザーが知っていたという場合であった。ルーアン控訴院は、ザーは売上予測に関する情報について結果債務 (obligation de résultat) を負ってはいないが、ジーが本契約を締結したのはザーが示した根拠のない数値が原因であったとして、詐欺を理由に契約の無効を宣言した。⁽⁶³⁾

破毀院商事部2003年7月8日判決（判決⑩）は、ザーの総売上高予測に対して実際にジーが達成した総売上高はその36%程度に過ぎないという過度に楽観的な総売上予測であったが、当該総売上高予測が虚偽のものであったとジーは証明していないことから、予測に対する評価を可能にするジーが有していた諸要素を考慮すると、こうしたザーのフォートは契約の無効を生じさせるには不十分であるとされた。⁽⁶⁴⁾

破毀院商事部2013年6月25日判決（判決⑪）では、ジーが実際に店舗を経営して達成できた総売上高はザーから提示された予測の半分以下であり、店舗を経営している間、ジーは一度も予測を達成できなかったというものであった。破毀院は次のように判示した。こうした数値の乖離は当該事業分野で通常生じうる誤差を超過するものであり、ジーの店舗経営の失敗に起因するものではない。よって、ジーは実現不可能かつ空想的な (irréaliste et chimérique) 予測をザーから提供されたことで、当該店舗を設置することによるリスクを計算するにあたり決定的な要素である上記予

(62) 売上予測に関する情報の提供が詐欺を構成するとして争われた事例は多い。V. par ex. CA Paris, 1^{er} déc. 1999, Juris-Data n° 117888; CA Paris, 4 déc. 2003, Juris-Data n° 233437; CA Aix-en-Provence, 4 mai 2006, Juris-Data n° 304643.

(63) CA Rouen, 15 mai 2003, Juris-Data n° 218829.

(64) Cass. com., 8 juill. 2003, pourvoi n° 02-11691.

測に関して錯誤に陥らされて契約締結に至ったとして、詐欺を理由に契約を無効にした。⁽⁶⁵⁾

(2) 売上予測に関する情報以外の情報について

パリ控訴院1999年12月3日判決（判決⑫）では、ジーを自身のチェーンに加盟させるために、ザーがドゥバン法の定める自身の事業経験に関して誤った情報を提供したので、こうしたザーの情報提供義務違反がなければジーは契約を締結していなかったと述べ、詐欺的術策を理由に契約を無効とした。⁽⁶⁶⁾

トゥールーズ控訴院2004年12月7日判決（判決⑬）は、L. 330-3 条が法定する事業経験に関する情報について、ザーが新たなジーの加盟のために虚偽の事実を提供した場合に、かかる事実が虚偽と知っていればジーは契約をしなかったとして、虚偽の言明による詐欺を認めた。⁽⁶⁷⁾

第3節 判例の検討

第1款 詐欺的沈黙

以上、詐欺的沈黙の場合と虚偽の言明の場合とに分けて、ザーの情報提供義務違反が詐欺を構成するとされた判例を取り上げた。判例を俯瞰したところ、ザーの情報提供義務違反が詐欺的沈黙を構成するか否かが争われることが多いといえる⁽⁶⁸⁾（判決①～⑨）。これは、詐欺的沈黙が成立するには情報を秘匿した側に情報提供義務が課されているのが前提となるとこ

(65) Cass. com., 25 juin 2013, Juris-Data n° 013254.

(66) CA Paris, 3 déc. 1999, Juris-Data n° 117889.

(67) CA Toulouse, 7 déc. 2004, Juris-Data n° 264674.

(68) V. par ex. CA Lyon, 31 mars 2005, Juris-Data n° 274619; CA Lyon, 30 avr. 2008, Juris-Data n° 364983; CA Paris, 24 sept. 2008, Juris-Data n° 374048; CA Aix-en-Provence, 4 avr. 2012, Juris-Data n° 006863.

(69)ろ、L. 330-3 条が情報提供義務を法定していることから、ザーによる情報の不提供が詐欺的沈黙を構成することがあるからである。⁽⁷⁰⁾したがって、この点でザーに情報提供義務を課したL. 330-3 条の意義が認められる。⁽⁷¹⁾それでは、ザーの情報提供義務違反が詐欺的沈黙を構成する場合とはどのよ

(69) 詐欺的沈黙は、当該情報について提供すべき義務がある場合に沈黙を保つことで成立する（森田・前掲注(3)「『合意の瑕疵』の構造とその拡張理論(2)」58頁）。V. Terré et al., *op. cit.* [note 48], n° 233, p. 259; J. Flour, et al., *Droit civil Les obligations I. L'acte juridique*, Sirey, 15^e édition, 2012, n° 213, p. 200 et s.; Simon, *op. cit.* [note 42], n° 165, p. 116.

(70) V. Terré et al., *op. cit.* [note 48], n° 233, p. 259; J. Ghestin et al., *TRAITÉ DE DROIT CIVIL, La Formation du contrat Tome 1: Le contrat Le consentement*, L. G. D. J., 4^e édition, 2013, n° 1330, p. 1107. 本書におけるゲスタン(Ghestin)の情報提供義務と詐欺との関係性についての議論をまとめた邦語文献として、金山直樹・山城一真・齋藤哲志「現代フランス契約法の動向—ゲスタンほか『契約の成立』(Jacques Ghestin, Grégoire Loiseau et Yves-Marie Serinet, *Traité de droit civil*, 4^e éd., 2 vols, LGDJ, 2013)に焦点を当てて—」法学研究(慶応義塾大学)88巻7号61頁以下(2015年)がある。

(71) 実際、L. 330-3 条がなければザーに情報提供義務は存在しないとの指摘がある(Grimaldi et al., *op. cit.* [note 17], n° 154, p. 125.)。ザーの情報提供義務に対するこのような認識は、ドゥバン法が制定されるきっかけになったとされる「Turco 事件」(Cass. com. 25 fév. 1986, Bull. civ. IV, n° 33, p. 28.) および「Couturier 事件」(Cass. com. 10 fév. 1987, Bull. civ. IV, n° 41, p. 31.) の両判決において、破毀院が自動車のメーカーはディーラーに対して情報提供義務を負わないとしたことも影響しているといえる。そして、こうした破毀院の見解に対して当時の学説は極めて批判的であった(V. Sélinsky, *Thème 4. -Les sanctions de l'article 1^{er}*, Cah. dr. entr. 1990-4, p. 25 et s.; Ph. le Tourneau, *CONCESSION EXCLUSIVE. -Conditions de validité au regard du droit des contrats. -Formation. -Prix et durée*, JCI Fasc. 1025, 2014, n° 21 et s.)。両事件について言及する邦語文献として、力丸祥子「フランチャイズ契約締結以前におけるフランチャイザーの情報提供義務」法学新報(中央大学)102巻9号12頁(1996年)、小塚・前掲注(17)1015頁がある。

うな場合であろうか。

判例上、一般的に詐欺的沈黙を構成するには次のことが必要である。すなわち、情報提供義務違反があることにくわえて、秘匿した当該情報についてザーが知っていること、および当該情報がジーの合意にとって決定的であったことである。これら各点が証明されると、ザーの錯誤に陥れようとする意図 (*intention de tromper*) が証明される⁽⁷²⁾。したがって、判決①や⑦が述べるように、ザーが情報を意図的に秘匿したために、その結果ジーが契約をしてしまったということが証明されなければならない⁽⁷³⁾。判決④では、ジーの契約締結の意思を萎縮させないために意図的に情報を秘匿していたとされている。このように、情報提供義務違反があっても、それが意図的なものでないと詐欺による無効は認められないのであるが (判決①)、判決⑧は同義務違反によって「完全に」ジーの合意に瑕疵が生じないと詐欺的沈黙による契約の無効は認められないという。この判決⑧は、ザーの情報提供義務違反によってジーの合意に完全に瑕疵が生じなければ惹起された錯誤は決定的といえないとし、これまでの先例と比べ詐欺的沈黙の成立に対して厳しい態度を示したが、他方で、同日出された判決⑦は、これまでの先例と同様な立場を示したといえることから、詐欺的沈黙の決定性についての破毀院の態度は統一的ではない (*nuancées*) と評されている⁽⁷⁴⁾。ともあれ、提供すべき情報が法定されたことでジーはどの情報が提供されなかったか容易に判別できるので、詐欺的沈黙を主張しやすくなったのは確かであろう⁽⁷⁵⁾。

(72) Terré et al., *op. cit.* [note 48], n° 234 b), p. 261. かかる点につき、後藤・前掲注(3) 44頁以下も併せて参照。

(73) *Ibid.*; v. aussi, Leloup, *op. cit.* [note 30], n° 952, p. 189.

(74) Ghestin, *op. cit.* [note 70], n° 1305, p. 1087.

(75) J.-P. Viennois, *Annulation d'un contrat de franchise pour absence de cause et réticences dolosives*, JCP E., n° 30, 2003, II 10127, n° 15.

それでは、提供されなかった情報の種類は詐欺的沈黙の成否において決定的な要素であろうか。この点、たとえば判決②および⑥では地域市場の現況に関する情報および当該市場の発展予測が、判決⑤では毎月のロイヤルティの金額が、それぞれ契約締結にとって重要な情報とされている。こうしたことからして、判例は L. 330-3 条の定める情報のうち、ある特定の情報の不提供があればジールの合意に瑕疵が生じると画一的に判断しているわけではなく、事案ごとに個別具体的に (in concreto) 判断しているといえる⁽⁷⁶⁾。そして、その際の判断基準が、前稿で検討したジールの事業経験や情報の提供から契約締結までの期間といった諸要素であるといえよう⁽⁷⁷⁾。

第2款 虚偽の言明による詐欺

虚偽の言明による詐欺が問題になる L. 330-3 条が定めていない情報についてはどうか。

売上予測に関する情報については、かかる情報が著しく誤ったものであったという事実は詐欺の判断要素の一つにはなる⁽⁷⁸⁾ (判決⑩)。しかし、予測が著しく誤っていたことをジールが証明しなければならない (判決⑪)。くわえて、ジールは売上予測に関する情報について結果債務を負っているわけではないので⁽⁷⁹⁾ (判決⑨)、予測とジールが達成した実際の数値との乖離だけ

(76) Simon, *op. cit.* [note 42], n° 162, p. 110 et s..

(77) V. Simon, *op. cit.* [note 42] n° 162, p. 110 et s.; v. aussi, J.-B. Gouache, *Chronique de jurisprudence de droit de la franchise*, Contrats. conc. consom. 2015, étude 15, n° 6 et s.. かかる点については、拙稿・前掲注(1)289頁以下を参照願いたい。

(78) かかる点については、拙稿・前掲注(1)299頁以下で指摘した。

(79) V. R. Loir, *Les prévisionnels, le point de vue du jurist*, in N. Dissaux et R. Loir, *La protection du franchise au début du XX^e siècle, entre réalité et illusions*, L'Harmattan, 2009, p. 112.

では契約の無効は認められない⁽⁸⁰⁾（判決⑩）。つまり、ジーを錯誤に陥れて契約させるために、著しく実際の数値と乖離した売上予測に関する情報を提供したといえなければならない⁽⁸¹⁾（判決⑨⑪）。なお、虚偽の言明による詐欺においても、ジーの事業経験等の諸要素が契約無効の肯否を判断しているといえる（たとえば、予測の評価についてジーが有していた諸要素を考慮して契約の無効を認めなかった判決⑩）。売上予測以外の情報について虚偽の言明による詐欺が問題になった事例においても、ジーに契約をさせるためにザーは虚偽の情報を提供したといえなければならない。すなわち、ジーに契約をさせるために、ザーが意図的に誤った情報をジーに提供し、それによりジーは契約してしまったということが証明されると契約の無効が認められる（判決⑫⑬）。

以上で取り上げた判例のうち、ジーの契約無効の主張が認められたものについて、ここで次章での議論との対比で留意しておきたいのは、いずれもジーの側でザーの情報提供義務違反が詐欺を構成する旨証明したものである。よって、詐欺はザーの情報提供義務違反からただちに導き出せるわけではなく、ザーが契約させるために意図的に術策を用いたということをジーが証明しなければならないのである⁽⁸²⁾（詐欺的沈黙について、たとえば判決④、虚偽の言明について、たとえば判決⑨⑪）。

確かに、L. 330-3 条が情報提供義務を法定したことで、詐欺的沈黙は幾ばくか認められやすくなったといえる。しかし、判決⑧が判示したように、詐欺的沈黙による契約の無効はザーの情報提供義務違反によってジーの合

(80) V. Baschet, *op. cit.* [note 19], n° 626 et 627, p. 282.

(81) V. Simon, *op. cit.* [note 42], n° 185, p. 129.

(82) V. Leloup, *op. cit.* [note 30], n° 948, p. 188.

(83) V. Grimaldi, *op. cit.* [note 17], n° 154, p. 125-126.

意が完全に瑕疵あるものにはならないと認められないので、詐欺的沈黙の証明は容易ではないといえよう。なぜならば、そもそもとして、ザーの沈黙は、その情報を知らなかった (ignorance) からかも知れないし、失念していた (oubli), あるいはうっかり言い忘れていた (négligence) のかも知れないし、はたまたジーを錯誤に陥れようとする意図によるものであるかも知れないということも考えられるからである。⁽⁸⁴⁾ そのように考えると、やはりザーが意図的に当該情報を秘匿していたとの証明はたやすいことではないだろう。

第4節 小括

以上、本章では1998年判決以降の判例を概観した。ザーの情報提供義務違反による詐欺は、同義務違反が虚偽の情報の提供による場合には虚偽の言明として、ある情報の秘匿による場合には詐欺的沈黙としてそれぞれ構成される。後者の詐欺的沈黙は、情報提供義務が法定されたことでジーはその成立を主張できるようになった。しかし、情報提供義務違反だけでは詐欺による契約の無効は認められず、ジーに契約させるためにザーが意図的に秘匿したのでなければならぬ。売上予測に関する情報は提供すべき情報として法定されていないため、かかる情報の提供が詐欺を構成する場合には虚偽の言明による詐欺が問題になることがある。

したがって、ザーの情報提供義務違反があった場合には、それが不提供によるものであっても、積極的に誤った情報を提供するものであっても、合意の瑕疵理論に従って処理されているのである。これはつまり、結局のところ契約の無効の肯否に際しては、L. 330-3条の情報提供義務違反の有無よりも、同義務違反によってジーの合意に瑕疵が生じたか否かのほうが

(84) Terré, *op. cit* [note 48], n° 234 b), p. 261.

より重視される要素であることを意味しているといえる。⁽⁸⁵⁾しかし、詐欺的沈黙の証明は容易ではない。そこで、ザーの情報提供義務違反から合意の瑕疵の存在を推定すべきとの議論が出てくるのである。次章ではこの議論について検討したい。

第4章 立証責任と L. 330-3 条

第1節 はじめに

ここまでの検討から明らかになったように、フランスの判例では L. 330-3 条が定める情報提供義務の違反を理由とする契約の無効は、それが合意の瑕疵を構成する場合でないと認められていない。しかし、そうになると、L. 330-3 条がジエの合意の保護のために同義務を法定した意義を没却しかねないとの指摘が学説でなされている。そこで主張されているのが、ザーが情報提供義務に違反した場合における合意の瑕疵の推定であるので、本章ではかかる議論を検討する。

叙述の順序としては、立証責任に関する議論は、情報提供義務についての立証責任の議論（同義務の存在の立証責任、および同義務が果たされたことについての立証責任）、および合意の瑕疵の立証責任の議論に分けられることから、⁽⁸⁶⁾まず同義務の立証責任の分配の議論を取り上げ、次いで合意の瑕疵の立証責任の分配の議論を取り上げる。

第2節 情報提供義務についての立証責任の分配について

第1款 L. 330-3 条が定める情報提供義務を果たしたことについての立証責任の分配

(85) H. Kenfack, *Franchise: précisions sur l'obligation précontractuelle d'information*, D., jur. 2003, p. 2306.

(86) Simon, *op. cit.* [note 20], n° 75 et s, p. 30 et s.

(1) 立証責任の分配

ザーの情報提供義務違反を問題にするにはザーが同義務を負っていることが前提となるが、同義務の存在それ自体の証明は、ドゥバン法によって情報提供義務が定められているので全く困難なことではない。⁽⁸⁷⁾ それでは、このドゥバン法が定める情報提供義務を果たしたことについては、どちらが立証責任を負担するのだろうか。

医師の情報提供義務の立証責任の分配が問題になった破毀院第一民事部1997年2月25日判決において、民法典1315条2項に基づき「法律上もしくは契約上個別的情報提供義務 (obligation particulière d'information) を負っている者は同義務の履行の立証をしなければならない」とされた。⁽⁸⁸⁾ こうした先例もあって、⁽⁸⁹⁾ 判例はドゥバン法が定める情報提供義務を果たしたことについての立証責任はザーに課されるとする。⁽⁹⁰⁾ 学説も判例と同じく、ドゥバン法はジーに実際に情報を提供したということについての立証を情報提供義務の債務者(ザー)に課していると解する。⁽⁹¹⁾

(87) Simon, *op. cit.* [note 42], n° 155, p. 104.

(88) Cass. civ., 25 févr. 1997, Bull. civ. I, n° 75, pourvoi n° 94-19685. 本判決について検討をくわえている邦語文献として、馬場圭太「説明義務の履行と証明責任」早稲田法学74巻4号(1999年)551頁、杉本和土「医師の説明義務と証明責任」松川正毅ほか編『判例にみるフランス民法の軌跡』(法律文化社、2012年)205頁がある。

(89) Simon, *op. cit.* [note 42], n° 156, p. 105; Mainguy et Respaud, *op. cit.* [note 36], n° 11. 情報提供義務を果たしたことの立証責任に関して判示した破毀院民事部1997年2月25日判決は、診療契約以外の同義務一般に適用しうる射程を有していると解されている。詳しくは、馬場・前掲注(88)583頁以下。

(90) V. par ex. Cass. com., 16 mai 2000, pourvoi n° 97-16386.

(91) G. Virassamy, *La moralisation des contrats de distribution par la loi Doubin du 31 décembre 1989 (art. 1^{er})*, JCP E., 1990, II, 15809, p. 417; Grimaldi et al., *op. cit.* [note 17], n° 187, p. 147. V. aussi, F. Viney, *À propos de la preuve de*

(2) 立証責任を転換する条項について

以上で述べたように、ドゥバン法が定める情報提供義務を果たしたことの立証責任はザーに課されることから、取引実務上、同義務が果たされた旨記載する条項がザーにより契約書にしばしば盛り込まれている⁽⁹²⁾。判例では、ザーがこうした条項を設けることは問題ないとされている⁽⁹³⁾。こうした条項により情報提供義務を果たしたことの立証責任が転換されるので、ジーはザーの同義務違反を立証しなければならない⁽⁹⁴⁾。とはいえ、上記のような条項が存在するからといって実際にザーが同義務を果たしていたと限らないのは当然である⁽⁹⁵⁾。現に、次節で取り上げるリヨン控訴院2005年3月31日判決では、ザーが情報提供義務を果たした旨記載する条項が挿入されていたが、そのことをもって同義務が果たされたことの証明にはならないと判示されている。

第2款 L. 330-3 条が法定していない情報について

それでは、法定されていない情報である売上予測に関する情報はどうか。売上予測に関する情報については、これをザーが作成したことをジーが証明しなければならない⁽⁹⁶⁾。売上予測に関する情報の提供の立証責任に対する上記のような理解は、民法典1315条1項の「債務の履行を要求する者は、債務を証明しなければならない」とする文言に合致するものであるとい⁽⁹⁷⁾う。

l'exécution de l'obligation d'information, JCP G., 2014, doctr. 879, n° 30-35.

(92) Simon, *op. cit.* [note 42], n° 157, p. 105.

(93) Cass. com., 14 janv. 2003, pourvoi n° 01-10120.

(94) Simon, *op. cit.* [note 42], n° 157, p. 105.

(95) Marot, *op. cit.* [note 41], p. 433.

(96) CA Paris, 7 déc. 2005, Juris-Data n° 296362.

(97) Simon, *op. cit.* [note 20], n° 75, p. 30.

第3節 合意の瑕疵の推定規定としての L. 330-3 条

第1款 原則およびこれに対する批判

(1) 原則

それでは、情報提供義務違反による合意の瑕疵の存在についての立証責任の帰趨はどう解されているか。ザーの情報提供義務違反はもっぱら詐欺で処理されるところ、詐欺は、それによる契約の無効を主張する者がその存在を立証しなければならぬ⁽⁹⁸⁾。

したがって、ジーは、ザーの情報提供義務違反が原因で自身の合意に瑕疵が生じたことを証明しなければならぬ⁽⁹⁹⁾。よって、情報提供義務を果たしたことの立証責任はザーに課せられているが、合意の瑕疵の立証責任はジーにあると解されているのである⁽¹⁰⁰⁾。

(2) 原則に対する批判

しかし、このような合意の瑕疵の立証責任の帰趨に対しては学説の批判がみられる。たとえばケンファック (Kenfact) は次のように述べる。すなわち、確かにドゥバン法が定める情報提供義務の違反があったことのみをもって契約の無効を認めることは取引安全に壊滅的影響を及ぼすであろうが、同義務の立証責任をジーに課すとなると、同法は合意の瑕疵理論に取り込まれてしまうので、ジーの保護に資さないものになってしまう⁽¹⁰¹⁾。そ

(98) Terré et al., *op. cit.* [note 48], n° 239, p. 266; A. Bénabent, *Droit des obligations*, Montchrestien, 13^e édition, 2012, n° 89-1, p. 74.

(99) Baschet, *op. cit.* [note 19], n° 622, p. 280; sous la direction de Louis Vogel, *Droit GLOBAL Law La franchise au carrefour du droit de la concurrence et du droit des contrats États-Unis, Union européenne, France, Allemagne, Italie*, LGDJ Diffuseur, 2011, n° 132, p. 115.

(100) V. par ex. Cass. com., 14 juin 2005, pourvoi n° 04-13947 et n° 04-13948.

(101) H. Kenfact, L'obligation précontractuelle d'information: l'espoir déçu?, in

ここで、1998年判決の理解を踏襲しつつも、同時にドゥバン法の実効性を損なわない解決が志向されることになる。⁽¹⁰²⁾それが、以下で述べる合意の瑕疵の推定という手法である。

第2款 合意の瑕疵の推定規定としての L. 330-3 条—一部の判決における見解

(1) 一部の下級審判決における見解

一部の下級審判決には、ドゥバン法違反があったときは、ジーは同法1条のいう契約内容をよく理解して (en connaissance de cause) 契約をできなかったとして、合意の瑕疵の推定 (présomption) を認めたものがある。⁽¹⁰³⁾たとえば、⁽¹⁰⁴⁾リヨン控訴院2005年3月31日判決では、⁽¹⁰⁵⁾ザーが L. 330-3 条が規定する情報提供義務を果たした旨証明できていないことを理由に、詐欺的沈黙により契約は無効になると判示された。こうした一部の下級審判決は、ザーが情報提供義務を果たしたことについて立証責任を負うことを前提としつつ、同義務を果たしたことを立証できない場合に合意の瑕疵を推定するものであるので、先述した詐欺の立証責任を実質的に転換するものと評価できる。⁽¹⁰⁶⁾しかし、破毀院はそうした原審の判決を破毀し続けている。⁽¹⁰⁷⁾

C. Hallouin et H. Casse, *Le Droit de la distribution. Droit commun ou droit special?*, LGDJ, 2005, p. 162. V. aussi, Kenfack, *op. cit.* [note 85], p. 2306-2307.

(102) Mainguy et Respaud, *op. cit.* [note 36], n° 3.

(103) Simon, *op. cit.* [note 42], n° 168, p. 119.

(104) V. aussi, CA Toulouse, 2000 sept. 2000, Juris-Data n° 125550; CA Limoges, 2 mars 2006, Juris-Data n° 308976.

(105) CA Lyon, 31 mars 2005, Juris-Data n° 274619.

(106) Simon, *op. cit.* [note 42], n° 168, p. 119.

(107) V. par ex. Cass. com., 20 mars 2007, pourvoi n° 06-11290.

なお、以上で取り上げた判断を示した下級審判決はどれも L. 330-3 条のみが援用されたケースであって、民法典1116条が併せて援用された事例⁽¹⁰⁸⁾ではないという点は注目すべきであろう。というのは、1116条を L. 330-3 条と併せて援用してしまうと、ジーが合意の瑕疵の立証責任を負うことになるので、ジーの保護にとってマイナスに働くからである⁽¹⁰⁹⁾。

(2) 例外的な判断を示した破毀院商事部2004年2月4日判決

とはいえ、その破毀院が立証責任の分配について従来とは異なる判断を行ったとされる判決が存在する⁽¹¹⁰⁾。破毀院商事部2004年2月4日判決（ガソリンスタンドの営業財産賃貸借契約の事案）である⁽¹¹¹⁾。本件について破毀院は、営業財産賃借人が「自ら取得するのが困難でしかも不可能であった (difficile, voire impossible de se procurer)」契約締結に「不可欠な情報」の不提供の場合には、L. 330-3 条が定める情報提供義務を負っている営業財産賃借人が営業財産賃貸借人の合意に瑕疵が存在しない旨証明する責任があると判示し、合意の瑕疵の推定を実質的に認めた⁽¹¹²⁾。しかし本判決以降、破毀院は再び同様の解釈を示していないので、本判決は情報提供義務違反があった場合における合意の瑕疵の立証責任の問題に関する一連の破毀院

(108) ドゥバン法とともに民法典1116条も併せて援用した事例では、1998年判決の直前の破毀院商事部1997年12月2日判決において、同法の違反をもって1116条の詐欺を特徴付けることはできないとして、ジーの契約無効の主張を認めた原審を破毀している (Cass. com., 2 déc. 1997, pourvoi n° 95-21563.)

(109) O. Tiquant, *Rétablir l'autorité de la loi... Doubin*, D. 2002, jur, p. 2602; v. aussi, D. Ferrier, *L'obligation d'informer le future franchisé*, RDC, 2012, p. 1071.

(110) Vogel, *op. cit.* [note 99], n° 132, p. 116.

(111) Cass. com., 4 févr. 2004, pourvoi n° 00-21319.

(112) Ghestin, *op. cit.* [note 70], n° 1668, p. 1361.

判決の中で例外的な判決と位置づけられているといえる。⁽¹¹³⁾

よって、L. 330-3 条に違反した場合に合意の瑕疵が推定されるとする一部の判決で示された見解は判例法理として確立したとはいえない。⁽¹¹⁴⁾ 前記の2004年の判決を除き、合意の瑕疵の存在はザーの情報提供義務違反のみから導かれないというのが破毀院の立場である。⁽¹¹⁵⁾

第3款 合意の瑕疵の推定規定としての L. 330-3 条—学説

翻って、学説では、ザーの情報提供義務違反をもって合意の瑕疵を推定すべきとの見解が有力といえる。⁽¹¹⁶⁾ その主張を整理すると以下のようなう。

ドゥバン法が情報提供義務を定めた趣旨は同法1条のいう「契約内容をよく理解して」という文言から窺える。すなわち、ドゥバン法はジーの瑕疵のない合意 (consentement éclairé) を確保するために情報提供義務を課したのである。⁽¹¹⁷⁾ よって、ドゥバン法の情報提供義務の目的はジーの合意を

(113) H. Kenfack, *op. cit.* [note 101], p. 162. V. aussi, C. Goldie-Genicon, *Contribution à l'étude des rapports entre le droit commun et le droit spécial des contrats*, L. G. D. J., 2009, n° 310, p. 400.

(114) Simon, *op. cit.* [note 42], n° 168, p. 119.

(115) Ghestin, *op. cit.* [note 70], n° 1668, p. 1361.

(116) ザーの情報提供義務違反が合意の瑕疵を推定するとの見解を示すものとして, Behar-Touchais et Virassamy, *op. cit.* [note 24], n° 70, p. 50; Mainguy et Respaud, *op. cit.* [note 36], n° 11; D. Legeais, *Franchise*, JCI, Fasc. 316, 2012, n° 20; Y. Marot, *Le contenu et la finalité de l'obligation d'information pré-contractuelle en franchise.- À propos de TGI Nîmes, 19 janv. 2005*, JCP E., 2005, 1775, n° 49.

(117) Ph. Neau-Leduc, *La théorie générale des obligations à l'épreuve de la loi Doubin*, Cah. dr. entr. 1998, n° 2, p. 33. V. aussi, N. Dissaux, *L'information précontractuelle du franchisé: un joyeux anniversaire?*, JCP G., 2010, n° 134, n° 31.

保護することであるから、同義務違反があった場合にはジーは契約内容をよく理解して契約できていなかったと推定される⁽¹¹⁸⁾。つまり、ザーの情報提供義務違反は合意の瑕疵を推定するのである⁽¹¹⁹⁾。ここで、ザーの情報提供義務違反から合意の瑕疵を推定する際には当該情報の重要性がポイントになる。たとえば、市場の発展予測の情報の不提供の場合には、かかる情報はジーの契約締結に不可欠な情報であることから、情報提供義務違反にもかかわらずジーの合意に瑕疵が生じていなかったとのザーからの証明は非常に困難になる⁽¹²⁰⁾。情報の重要性にくわえて、ジーによる当該情報の取得可能性 (accessibilité) も考慮して合意の瑕疵の推定の肯否を判断すべきとする見解もある⁽¹²¹⁾。この見解によれば、情報の取得可能性はジーが経験豊富な事業者 (sachant: averti) であるか、あるいは素人 (profane: non averti) であるかといった点を加味して判断される⁽¹²²⁾。

上記の理解に従うと、ザーが情報提供義務に違反した場合には、それにもかかわらずジーの合意に瑕疵は生じていなかったということをザーが証明できないと、契約は無効になる⁽¹²³⁾。反対に、ザーが情報提供義務を果たした場合には、同義務が果たされていたにもかかわらず合意に瑕疵が生じていたことをジーが証明しなければならない⁽¹²⁴⁾。このように、ドゥバン法の趣旨を酌み、ザーの情報提供義務違反から合意の瑕疵の推定を行うことから、

(118) Tiquant, *op. cit.* [note 109], p. 2600.

(119) Kenfack, *op. cit.* [note 85], p. 2306.

(120) *Ibid.*, p. 2307. 対して、ザーの取引銀行名 (R. 330-1 条 3 号) のような情報が提供されなくてもジーの合意に瑕疵が生じるとは考えにくいであろう (Ferrier, *op. cit.* [note 44], p. 84.)。

(121) D. Ferrier, *Droit de la distribution*, 6^e édition, 2012, Lexis Nexis, n° 587, p. 296.

(122) Ferrier, *op. cit.* [note 109], p. 1071.

(123) Neau-Leduc, *op. cit.* [note 117], n° 2, p. 33.

(124) *Ibid.*

ここでいう合意の瑕疵は民法典におけるそれとは異なる、立証責任の転換された独自の (autonome) 合意の瑕疵であると理解されている。⁽¹²⁵⁾このように解釈することで、ドゥバン法が定める情報提供義務違反のみで契約を無効にした判決の弊害 (取引安全の破壊) を避けつつも、同時に同法の意義を没却することもなくなるのである。⁽¹²⁶⁾

第3款 合意の瑕疵の推定に対して批判的な学説

対して、ザーの情報提供義務違反から合意の瑕疵を推定する学説に対して批判的な学説も存在する。⁽¹²⁷⁾たとえば、L. 330-3 条の制度趣旨 (esprit) の観点からの批判としてアチュエル＝メンデス (Attuel-Mendes) が挙げられる。彼の批判はこうである。L. 330-3 条は契約関係における弱い当事者 (partie faible)、すなわちジーの合意の保護のために情報提供義務を課したが、同義務違反のみで合意の瑕疵を推定する解釈は認められず、ジーによる合意の瑕疵の証明が必要である。なぜならば、L. 330-3 条の違反のみで合意の瑕疵を推定する解釈を採れば、弱い当事者であるジーの保護という同条の趣旨を逸脱することになるからである。つまり、同条が保護すべき者とは異なる取引に熟達した者までも保護することになり、その結果、ささいな情報提供義務違反を取り上げ契約の無効を主張する「訴訟屋 (professionnel de la chicane)」のような者を保護することになりかねない。⁽¹²⁸⁾

(125) *Ibid.*, n° 2, p. 32. V. aussi, Tiquant, *op. cit.* [note 109], p. 2602.

(126) Kenfack, *op. cit.* [note 85], p. 2306-2307.

(127) V. aussi, S. Regnault, *La tentation d'autoritarisme de la loi Doubin*, LPA 10 janv. 2003, p. 16 et s; Viennois, *op. cit.* [note 75], n° 15.

(128) Attuel-Mendes, *op. cit.* [note 21], 10133.

第4節 小括

本章では、ザーの情報提供義務違反があった場合における合意の瑕疵の立証責任に関する議論を中心に判例・学説を俯瞰した。立証責任の分配に関する論点は、①ドゥバン法が定める情報提供義務を果たしたこと、および、②合意の瑕疵について、の各点であった。①については、判例・学説ともに情報提供義務を果たしたことを立証すべきなのはザーであると解されているといえる。問題は、②についてであった。

判例は、合意の瑕疵の立証責任はジーに課されるとする。これに対して、学説では情報提供義務を課したドゥバン法の趣旨を考慮して、ザーが同義務に違反したときには、ジーは契約内容をよく理解して契約を締結できなかったのだから合意の瑕疵が推定されるとの見解がみられる。この見解によれば、ザーは自身が情報提供義務に違反したにもかかわらず、ジーの合意に瑕疵が生じなかったことを立証しなければならなくなる。この場合、上記のようなザーからの反証が成功しない限り、ジーはザーの情報提供義務違反を立証すれば合意の瑕疵による契約の無効が認められることになる。

以上のように、判例は民法典の合意の瑕疵理論（1116条）が課す条件に従いザーの情報提供義務違反を処理するが、これに対して学説はL. 330-3条の趣旨を酌んで、ザーが同義務に違反した場合には合意の瑕疵を推定するとして、L. 330-3条に基づく立証責任の転換された特殊な詐欺による処理を提唱しているといえる。

ここまで述べてきたように、ザーの情報提供義務違反に対する制裁についての議論は詐欺を中心に論じられてきたのであるが、近時、ザーが売上予測に関する情報を提供した場合に、錯誤無効を認めた破毀院判例が登場し、学説で議論になっている。そこで、次章ではこの破毀院判例を中心に、売上予測に関する情報と錯誤との関係について検討したい。

第5章 売上予測に関する情報と錯誤無効

論

第1節 はじめに

本章では、売上予測に関する情報について錯誤無効を認めたことで学説の関心を集めている破毀院商事部2011年10月4日判決⁽¹²⁹⁾（以下、2011年判決とする。）、および本判決ほどは注目を浴びていないが⁽¹³⁰⁾、売上予測に関する情報はフランチャイズ契約の本質に影響を及ぼすと判示したことで、本判決の見解を引き継いだとされる破毀院商事部2012年6月12日判決⁽¹³¹⁾（以下、2012年判決とする）⁽¹³²⁾を検討する。その際の叙述の順序は次のとおりである。まずは、次節で2011年・2012年両判決の事実と判旨を挙げる。そして、両判決の概要を踏まえ、学説における両判決の論点を取り上げ、これを整理する。次いで、両判決以降の判例の動向を若干検討し、最後に、以上の小括を行う。かかる検討に入る前に、フランス法における錯誤について概略を述べておく。

説

錯誤とは、錯誤者が誤っていることを本当のことと考えたり、あるいは本当のことを誤っていることと考えるといった、真実 (réalité) についての不正確な理解のことと定義される⁽¹³³⁾。そして、錯誤について規定する民法典1110条⁽¹³⁴⁾に基づき契約を無効にするには、その錯誤が契約締結にとって

(129) Cass. com., 4 oct. 2011, Juris-Data n° 021604.

(130) D. Mainguy, *L'erreur sur la rentabilité et le contrat de franchise*, RLDC, 2012, n° 98, p. 74.

(131) Cass. com., 12 juin 2012, pourvoi n° 11-19047.

(132) 2011年判決・2012年判決以外にも、収益に関する錯誤ではないが、錯誤が援用された判例は存在する。V. par ex. CA Paris, 26 janv. 2001, Juris-Data n° 151449; CA Paris, 4 déc. 2003, Juris-Data n° 233437; TC Paris, 7 nov. 2005, Juris-Data n° 299489; CA Paris, 16 nov. 2006, Juris-Data n° 322715.

(133) Terré et al., *op. cit.* [note 48], n° 208, p. 233.

決定的であったこと、およびその錯誤が契約の対象である物のまさにその本質 (substance) に関するものでなければならぬ⁽¹³⁵⁾。また、同条2項は人に関する錯誤 (erreur sur la personne) について規定するが、人に関する錯誤はその人についての考慮が契約締結にとって決定的であった場合に錯誤無効が認められる⁽¹³⁶⁾。錯誤について判例・学説でもっとも議論の対象となっているのは、いかなる錯誤が本質的性質に関する錯誤であるかという点であるが、現在では主観説 (conception subjective) が判例の立場とされる⁽¹³⁷⁾。すなわち、主観説によれば、契約の対象である物について、当事者が契約締結を決定した性状を具備していないということを知っていれば契約しな

(134) 民法典1110条

「錯誤は、それが契約 (convention) の目的である物のまさに本質に関して陥った場合に限り、契約の無効の原因になる。

錯誤は、それが契約を締結しようとする相手方に関するに過ぎないときは無効原因ではない。ただし、その相手方についての考慮が契約の主たる原因 (cause principale) であるときは、この限りではない。」

(135) Terré et al., n° 236 et s., p. 234 et s..

(136) *Ibid.*, n° 219 b), p. 246. フランチャイズ契約は人的考慮 (intuitus personae) の強い契約であるので、人に関する錯誤が問題になることがある (Simon, *op. cit.* [note 42], n° 164, p. 115.). たとえば、ドゥバン法制定前の事案であるが、ザーが自身の過去の事業経験ならびに評判について説明をせず、そのことによってジーがフランチャイズ契約を締結してしまった場合に、ジーは本質に関する錯誤に陥っていたとして、民法典1110条に基づき契約を無効にしたものがある (CA Agen, 23 oct. 1989, *Juris-Data* n° 046163.). この人的考慮の契約については、上井長十「フランスにおける intuitus personae (人的要素の考慮) について—その意義と契約解消における機能について—」法学研究論集 (明治大学) 第17巻77頁 (2002年) を参照。

(137) Terré et al., *op. cit.* [note 48], n° 216, p. 238 et s.. 野村豊弘「意思表示の錯誤 (三) —フランス法を参考にした要件論—」法学協会雑誌93巻2号238頁以下 (1976年) において、本質的性質に関する錯誤に対する判例・学説の変遷が詳述されている。

かったといえる場合、彼は本質的性質に関する錯誤によって契約したことになる⁽¹³⁸⁾。ただし、錯誤無効が認められるには、その錯誤が宥恕し得る (excusable) ものでなければならない。つまり、錯誤者が当該真実を知るのに必要な要素を容易に取得することができるような場合には、その錯誤は宥恕し得ない (inexcusable) 錯誤であるので、錯誤無効は認められないのである⁽¹³⁹⁾。

それでは、2011年判決および2012年判決の紹介および検討に移りたい。

第2節 2011年判決・2012年判決概要

(1) 2011年判決概要

【事実】

本フランチャイズ契約締結時に、ザーがジーに対して、売上予測に関する情報を提供したところ、ジーは上記予測よりも著しく低い収益（ジーの初年度の総売上高は、ザーの予測が1,759,078ユーロから5,538,719ユーロであったのに対して、251,000ユーロに届かない総売上高しか達成できなかった。）しか獲得できず、その結果、早期に裁判上の清算 (liquidation judiciaire) に至った。そこで、ジーがザーの売上予測に関する情報の不正確性を主張して、民法典1110条を援用して本契約の錯誤無効を主張した。

【原審判決要旨】

ジーの錯誤無効の主張を斥けた原審の判旨はこうである。ザーが提供し

(138) *Ibid.*, n° 215, p. 238.

(139) *Ibid.*, n° 113, p. 251. これは、錯誤者が自身にとって必要な情報を取得する義務 (devoir de s'informer: 情報取得義務) という最低限の注意義務を怠っていたということを意味する (森田・前掲注(2)28頁)。

(140) CA Paris, 19 mai 2010, Juris-Data n° 011820.

た文書に記載のあった市場調査ならびに売上予測に関する情報の不十分性は、それら情報をきちんと提供されていればジーが本契約を締結することはなかったといえる本質的要素とみなすことはできない。また、スーパーセンター (grande distribution) の分野で20年以上従事してきた商取引についての経験豊富な事業者として、ジーはその収益見込みの価値 (valeur) および実現可能性 (faisabilité) を評価しなければならなかった。さらに、ジーは本契約をするのに5年かけていたことから、経済的妥当性を評価するのに十分な期間を有していた。ザーが提示した当該予測とジーが店舗を経営して獲得した利益との乖離があっただけでは、当該予測および文書が不誠実なものであったこと、あるいは信頼性 (crédibilité) が欠如していたことの証明にはならない。したがって、ザーが提供した情報は不十分なものではあったが、ジーは錯誤の存在について証明できていないので本契約の無効は認められない。

【判旨】

破毀院は次のように述べて、ジーの契約無効の主張を退けた原審を破毀した。「民法典1110条に徴して (…), ジーの経営活動における利益がザーから提示された予測利益に比して著しく低く、早期に裁判上の清算手続に入ったということを摘示した後、以上のようなジーの置かれた状況が、たとえザーの契約締結前の情報提供義務の違反がなくても、ジーの合意が企業活動の収益に関する本質的錯誤 (erreur substantielle sur la rentabilité de l'activité entreprise) によって決定されたものであったということを示していなかったか否かを検討していないので、控訴院はその判断につき法律上の根拠を与えなかった。」

(2) 2012年判決概要

【事実】

ジーがロイヤルティ等の金銭の支払いを怠っていたため、ザーが本フランチャイズ契約の解消および損害賠償の支払いを求めた。これに対して、ジーは反訴としてザーの情報提供義務違反を理由に本契約の無効を主張し、ザーに対して既払いの金銭の返還を求めた。

【原審判決要旨】

原審（トゥールーズ控訴院2011年3月23日判決）は、収益見込み（*espérance de gain*）はジーの契約締結の意思決定にとって決定的なものであるとした。そして、本フランチャイズ契約の締結のためにザーが提供した総売上高予測は本契約のまさにその本質に関わるものであり、経営を行おうとしている店舗の収益の見通しに関してジーに錯誤を生じさせるものであったと判示した。そして、ジーの契約無効の主張を認容し、ザーに対して既払いの金銭の返還を命じた。

【判旨】

破毀院は、「ザーから提供された当該文書の中に含まれている総売上高予測（*chiffres prévisionnels*）は、いかなる店舗経営におけるフォート（*faute de gestion*）も犯していないジーによって達成された総売上高と比較すると著しい乖離 [筆者注：本件ではザーの総売上高予測の半分未満（*moins de la moitié*）⁽¹⁴¹⁾しか達成できなかった] が存在することを鑑みると、非常に楽観的なものであるということを認められ、また、この総売上高予測は、収益見込みがジーの契約締結の意思決定にとって決定的であるがた

(141) N. Dissaux, *La rentabilité au cœur du contrat de franchise*, D. 2012, p. 2081.

めに、本フランチャイズ契約のまさにその本質に影響を及ぼすものである。」したがって、「ザーから提供された総売上高予測はジーの契約締結の意思決定にとって決定的な性質をもたらすものであったとし、本契約の無効を宣言することを正当とする合意の瑕疵を特徴付けた」と判示して、契約の無効を宣言した原審の判断を支持した。(下線部筆者)

第3節 学説の反応

第1款 両判決の論点

以上が2011年判決および2012年判決であるが、2012年判決に先立ち収益に関する錯誤を認めた2011年判決は学説上驚きをもって迎えられた⁽¹⁴²⁾。というのは、本判決で示された収益に関する錯誤は本質に関する錯誤ではなく、価値に関する錯誤 (erreur sur la valeur) もしくは動機に関する錯誤 (erreur sur les motifs) とされ、伝統的に、判例 (たとえば破毀院第三民事部2005年3月31日判決⁽¹⁴³⁾: 建築用地賃貸借 (bail à construction) の事例)・学説⁽¹⁴⁴⁾で原則として合意に影響を与えない (indifférentes) 錯誤であると解されてきたからである。この価値に関する錯誤とは、学説においてしばしば引用されるゲスタンの定義によれば、「正確な認識 (données exactes) に基づいてなされた誤った経済的評価」⁽¹⁴⁵⁾ のことである。つまり、目的物の

(142) D. Houtciff: Gaz. Pal. janv. 2012, p. 285.

(143) Cass. civ. 31 mars 2005, Bull. civ. I, n° 81; pourvoi n° 03-20096.

(144) V. par ex. Terré et al., *op. cit.* [note 48], n° 218-1, p. 244; Ph. Malaurie et al., *Les obligations*, lextenso, 6^e édition, 2013, n° 505, p. 246. 対して、グーボー (Goubeaux) は、錯誤者の内面にもとづき錯誤を考察すれば、価値に関する錯誤と本質に関する錯誤との峻別は困難として両者の区別を放棄すべきとの見解を示す (G. Goubeaux, À propos de l'erreur sur la valeur, in *Études offertes à Jacques Ghestin. Le contrat au début du XX^e siècle*, LGDJ, 2001, p. 389.)。ただし、彼の見解を支持してジーの収益に関する錯誤の主張を肯定する見解は見当たらない。

性状 (caractéristiques) について陥った錯誤ではなく、その価格 (prix) について陥った錯誤が価値に関する錯誤なのである。⁽¹⁴⁶⁾

それでは、なぜ両判決では価値に関する錯誤であるはずの収益に関する錯誤が本質に関する錯誤とされたのか。また、両判決をもって判例はこれまでの立場を変更したのだろうか (両判決の先例との関係・射程についての問題)。以上が学説における2011年判決および2012年判決に関する主な論点である。⁽¹⁴⁷⁾ なお、2011年判決についてはザーの情報提供義務違反がなくても錯誤無効が認められ得ると判示した点も、これまでの判例とは異なる見解を示すものと評価できるので、以上の論点と併せて検討をくわえた

(145) J. Ghestin, *La notion d'erreur en droit positif actuel*, LGDJ, 1971, n° 74, p. 83. フランス法における価値に関する錯誤についての邦語文献としては、野村・前掲注(137) 251頁、森田・前掲注(2) 27頁、山下・前掲注(3) 「情報の収集と錯誤の利用 (二)」 47頁以下等がある。

(146) M. Fabre-Magnan, *Droit des obligations I-Contrat et engagement unilateral*, PUF, 3^e édition, 2012, p. 334-335. ファーブール・マニャン (Fabre-Magnan) は、価値に関する錯誤と本質に関する錯誤との区別として次のようなケースを挙げる。「私が、ルネ・マグリットの作品であると信じて大金をはたいてその絵画を購入したところ、実際にはその絵画はマグリットの作品ではなかったという場合、私が陥った価格に関する錯誤はその絵画の本当の出自 (véritable origine) についての思い違い (méconnaissance) を原因とするものであることから、民法典1110条の本質的性質に関する錯誤を理由に、売買の無効を主張できる；反対に、私が、この絵画が無名の画家の作品であると知りながら、この絵画を先ほどのマグリットの絵画と同程度の金額を出して購入する場合には、価格に関する錯誤は作品の本質的特性に関する錯誤に起因するものではないから、契約の無効を主張するために援用することができない狭義の (stricto sensu) 価値に関する錯誤ということになる。」

(147) 以上の2011年判決の論点は、B. Petit, *CONTRATS ET OBLIGATIONS. -Erreur*, JCI, Fasc. 3-3, 2014, n° 64 で挙げられていた本判決の論点を参考にした。

第2款 収益に関する錯誤が本質に関する錯誤を構成するとした点

(1) 本質に関する錯誤を構成する理由

2011年判決および2012年判決が錯誤無効を認めた点については主に後述のグリマルディ (Grimaldi) が批判的な見解を示しているものの、批判的見解はごく少数といえる。⁽¹⁴⁸⁾ 学説の議論は、なぜかかる錯誤が契約の無効原因として認められるのかという理由付けについて集中しているといえ、以下のように見解が分かれているといえる。⁽¹⁴⁹⁾

① 本質に関する錯誤に収益に関する錯誤も含まれるとする見解⁽¹⁵⁰⁾

この立場に立つ見解の代表的論者はディソーといえる。彼の見解は明快である。彼は、2011年判決において、破毀院は本質に関する錯誤の中に収益に関する錯誤を含ませているという。⁽¹⁵¹⁾ そして、この2011年判決と相まって、2012年判決では「総売上高予測は、収益見込がジーの契約締結の意思決定にとって決定的であるがために、本フランチャイズ契約のまさにその本質に影響を及ぼすものである」と明確に述べていることから、両判決をもって、フランチャイズ契約については「収益に関する錯誤＝本質に関する錯誤」という定式が成り立つとする。したがって、収益に関する錯誤は無効原因にならない価値に関する錯誤に過ぎないという伝統的な見

(148) グリマルディ以外には、Houtciff, *op. cit.* [note 142], p. 284 が挙げられる程度だと思われる。

(149) B. Petit, *op. cit.* [note 147], n° 64.

(150) ディソー以外でかかる見解に立つものと評価できる論者として、A. Riéra, *Erreur sur la rentabilité de l'établissement franchise: la sanction inattendue des prévisionnels exagérément optimistes*, RLDA janv. 2012, n° 67, p. 36.

(151) N. Dissaux, *L'annulation d'un contrat de franchise pour erruer sur la rentabilité de l'activité reprise*, D. 2011, p. 3054.

解は、フランチャイズ契約には妥当しないことを示すものである⁽¹⁵²⁾という。

彼はこのような定式を示して、売上予測と実際の利益との著しい乖離があった場合に収益に関する錯誤による無効を認めるが、そのような定式が成り立つ理由として、フランチャイズ契約の特殊性を理由に挙げる。すなわち、フランチャイズ契約というのは、ザーのチェーンへの加盟により商取引に付きものの不確実性を軽減することを目的とする契約⁽¹⁵³⁾なのである。このことをもう少し具体的に述べるならば、ザーが培ってきた確立した利益を上げる方法であるノウハウ等を使用することで、ジーの事業の成功可能性を推定させるという特殊性を有する契約がフランチャイズ契約なのである⁽¹⁵⁴⁾。

したがって、フランチャイズ契約では収益に関する錯誤が本質に関する錯誤を構成する。以上のことから、フランチャイズ契約には「射倖は錯誤の主張を許さず (aléa chasse l'erreur)」という原則は妥当しないことにな⁽¹⁵⁵⁾る。ただし、収益に関する錯誤による無効の肯否にあたってはジーの事業経験を斟酌して判断すべきだ⁽¹⁵⁶⁾という。

② フランチャイズ契約の目的に着目する見解⁽¹⁵⁷⁾

この見解に立ち、2011年判決が収益に関する錯誤に基づき契約を無効

(152) Dissaux, *op. cit.* [note 137], p. 2082.

(153) *Ibid.*, p. 2081. V. aussi, S. A.-Mekki et M. Mekki: D. 2013, pan. p. 395.

(154) V. Mainguy, *op. cit.* [note 130], p. 77.

(155) Dissaux, *op. cit.* [note 141], p. 2081. V. aussi, Mainguy, *op. cit.* [note 130], p. 77.

(156) *Ibid.*, p. 2082-2083.

(157) ゲスタン以外でかかる見解に立つものと評価できる論者として、Y.-M. Serinet: JCP G., 2012, 1151, n° 43; Th. Genicon, *Erreur sur la rentabilité économique: erreur indifférente sur la valeur ou erreur substantielle?*, RDC 2012, p. 64; Ph. Stoffel-Munck: Dr. & patrim. janv. 2013, n° 221, p. 77 et s.

にした理由を述べるのはゲスタンである。彼は、原則として無効原因にならない収益に関する錯誤であっても、それが本質に関する錯誤から生じたもの (conséquence) である場合には、契約の無効原因になるとする。⁽¹⁵⁸⁾ そして、こうした理解を前提に、本判決で収益に関する錯誤に基づきフランチャイズ契約の無効が認められた理由を説明するに際して、同契約における目的 (finalité, destination) に着目する。すなわち、フランチャイズ契約とは、ノウハウの伝達ならびに商標の使用許諾によって、商業上の成功を再生産 (réitération) しつづけていくことを目的とする契約なのである。⁽¹⁶⁰⁾

したがって、ザーの予測と比較してジーが実際に達成した総売上高が著しく低く、そのことにより早期に裁判上の清算に至ったという諸事実は、ジーがフランチャイズ契約における上記目的を達成するための給付の内容 (objet) の適格性 (aptitude) が欠如していたことを示すものである。よって、そのような場合には、収益に関する錯誤は本質の性質に関する錯誤から生じたものといえるので、収益に関する錯誤が無効原因になるのである。⁽¹⁶¹⁾ ただし、店舗経営の失敗の原因がジーに求められる場合には、収益に関する錯誤は宥恕できない (inexcusable) ことになるので、かかる錯誤に基づく無効は認められない。⁽¹⁶²⁾

ところで、ここで問題になるのが、上記の諸事実は契約の締結後に生じ

(158) J. Ghestin, *L'erreur substantielle du franchisé sur la rentabilité de l'activité à entreprendre*, JCP G., n° 6, 2012, 135, p. 252.

(159) le Tourneau, *op. cit.* [note 29], n° 4, p. 2. V. aussi, Grimaldi, *op. cit.* [note 17], n° 48, p. 48.

(160) Ghestin, *op. cit.* [note 158], p. 253.

(161) *Ibid.*

(162) *Ibid.* V. aussi, R. Loir, *L'information du franchise sur le future*, D. 2012. 1428. なお、これは第3章第2節第2款(1)で取り上げた売上予測に関する情報の提供が詐欺を構成する場合も同様に求められる条件でもある。詳しくは、拙稿・前掲注(1)302頁を参照願いたい。

た事実であるところ、そうした要素を契約締結時にジーが錯誤に陥っていたことの証明として用いることができるかどうかである。ゲスタンによれば、「プッサン事件」の2度目の破毀院判決において、契約時における錯誤の存在を証明するために契約締結後の要素を用いることができると判示されていることから、上記諸事実を錯誤の存在を証明するために用いることに問題はないという⁽¹⁶⁵⁾。

③ 2011年判決に対する批判

先述したように2011年判決の結論に対して批判的見解は少数であるといえるが、グリマルディは、収益という契約締結時には実現するか否かが不確実なことからについて、不正確であったという事後的な評価から、いわば結果論的に契約の本質的性質に関する錯誤に該当すると解するべきではないとして、収益に関する錯誤は契約の無効原因にはならないと述べ、2011年判決を批判する。すなわち、民法典1110条の本質に関する錯誤を

(163) プッサン事件の事実の概要は次のとおり。X夫妻は、競売前の鑑定で、バロック時代の著名なフランスの画家であるニコラ・プッサンの作品ではなく、プッサンの絵画よりも価値の低い“カラッチ派”による作品と鑑定されていた当該絵画を競売にかけた。競売の結果、当該絵画は2200フランで落札されたのだが、これをY（ルーブル美術館）が先買権を行使して購入した。当該絵画について、Yは購入以前より、これがプッサン作のものであると知っていた。そこで、X夫妻は当該絵画の売買について錯誤無効を主張したというものである。両者は約20年にわたり裁判で争ったが、最終的にX夫妻は当該絵画について本質に関する錯誤を生じて契約をしていたとされ、X夫妻の錯誤無効の主張が認められた。プッサン事件については、山下・前掲注(3)「情報の収集と錯誤の利用(二)」39頁以下で詳しく取り上げられている。

(164) Cass. 1^{re} civ., 13 déc. 1983, Bull. civ. 1983, I, n° 293; D. 1984, p. 340, note J.-L. Aubert.

(165) Ghestin, *op. cit.* [note 158], p. 253.

構成するのは契約締結時に生じていた錯誤のみであるところ、予測が誤りであったということは実際に経営活動を行ってから判明するものであって、契約締結時から不正確なものであったといえない以上、予測の誤りをもって錯誤無効を認めるべきではない。したがって、予測の不正確性を理由に錯誤無効を認めた2011年判決は批判されるべき判断を示したのである。⁽¹⁶⁶⁾

(2) 先例との関係・射程

① 先例との関係

先述したように、これまで判例は収益に関する錯誤は合意に影響を与えない錯誤であるから契約の無効原因にならないとしてきたが、2011年判決はこうした先例との関係でどう位置付けるべきか。このことについては、2011年判決はブルタン・シヴィル未搭載 (non publié) であることからして、本判決をもってこれまでの判例の立場を変更したと評価することはできないものと解されているようである。⁽¹⁶⁷⁾ また、2011年判決はフランチャイズ契約の特殊性 (収益の獲得が契約の本質を構成する) を鑑みて例外的に収益に関する錯誤による無効を認めたものであるもので、価値に関する錯誤⁽¹⁶⁸⁾ に対するこれまでの判例を変更するものではないと評価されている。

したがって、2011年判決は収益に関する錯誤についてのこれまでの先例を変更したものではないと評価できるが、本判決の射程 (portée) については見解が分かれている。

(166) C. Grimaldi, *De l'erreur sur la rentabilité et des comptes prévisionnels*, RDC, 2012, p. 537.

(167) Dissaux, *op. cit.* [note 151], p. 3054.

(168) *Ibid.*

② 両判決の射程

メキ (Mekki) らは2011年判決・2012年判決の射程はフランチャイズ契約にしか及ばないと解しているが、その理由はこうである。収益に関する錯誤による無効を否定した先述の2005年の破毀院判決が民事部判決であるのに対して、2011年判決は商事部判決である。また、2011年判決は、早期に裁判上の清算に至った点、および経営活動における利益が予測利益に比して著しく低かった点を、収益に関する錯誤による無効の理由として挙げている。さらに、フランチャイズ契約は、収益見込みが契約の本質になるという特殊な契約である。以上のことから、本判決の射程はフランチャイズ契約に限定されるであり、他の契約に拡張すべきではない。⁽¹⁶⁹⁾ デイソーも同じく、2011年判決で示された見解について、本判決で示された結論はフランチャイズ契約に固有の結論 (solution propre au contrat de franchise) と考えるのが妥当であると述べ、本判決の射程はフランチャイズ以外の契約には及ばないと解しているようである。⁽¹⁷⁰⁾

上記の見解に対して、たとえばジェニコン (Genicon) は2011年判決の射程について、次のような理解を示す。すなわち、契約のエコノミー⁽¹⁷¹⁾ (économie du contrat) に応じて、収益が契約における物あるいは給付の

(169) S. Amrani Mekki et M. Mekki: D. 2012, pan. p. 463; D. 2013, pan. p. 395.

(170) Dissaux, *op. cit.* [note 151], p. 3054.

(171) ジェニコン以外に2011年判決の射程はフランチャイズ契約以外にも及ぶと解しているものと評価できる論者として、Flour et al., *op. cit.* [note 69], n° 203-1, p. 191; Mainguy, *op. cit.* [note 130], p. 75.

(172) 契約のエコノミーについての邦語文献としては、たとえば、森田修「Pimontの『契約のエコノミー論』—契約規範の形態原理をめぐる近時フランス法理論の一斑—(1)(2・完)」法学協会雑誌127巻1号124頁(2010年)、同127巻9号1361頁(2010年)、同「フランスにおける『契約のエコノミー』論の展開」法学協会雑誌127巻10号1602頁(2010年)、石川博康『「契約の本性」の法理論』(有斐閣, 2010年) 438頁以下を参照。

使用についての直接的な目的 (*finalité*) を構成する場合には、収益は本質に関する錯誤を構成するとして、営業財産の譲渡といったフランチャイズ契約以外の「金銭的利益を生み出す契約 (*contrats générateurs d'argent*)」⁽¹⁷³⁾にも2011年判決の射程は及ぶとの理解を示す。⁽¹⁷⁴⁾

第3款 情報提供義務違反がなくとも契約の無効が認められるとした点

2011年判決は、ザーの情報提供義務違反がなくとも1110条のみに基づき収益に関する錯誤が認められると判示している。この点がなぜ重要なのか。それは、価値に関する錯誤である収益に関する錯誤はこれまで他の要素によって補われないと (*renforcée*) 無効が認められてこなかったからである。⁽¹⁷⁵⁾ すなわち、ザーの情報提供義務違反によってジーに本質的性質に関する錯誤が生じた場合や、⁽¹⁷⁶⁾ ザーの詐欺によって収益に関する錯誤に陥った場合でなければ契約の無効が認められなかったのだが、⁽¹⁷⁷⁾ 2011年判決はザーの詐欺的術策の有無に関係なく、収益に関する錯誤は本質に関する錯誤を構成するとして契約の無効を宣言したからである。⁽¹⁷⁸⁾ したがって、2011年判決が「ザーの契約締結前の情報提供義務の違反がなくとも」収益に関する

(173) Mainguy, *op. cit.* [note 130], p. 75.

(174) Genicon, *op. cit.* [note 157], p. 73. V. aussi, Ph. Stoffel-Munck, *op. cit.* [note 157], p. 78.

(175) Mainguy, *op. cit.* [note 130], p. 76. かかる点を指摘するものとして、たとえば、森田・前掲注(3)『『合意の瑕疵』の構造とその拡張理論 (2)』56頁が挙げられる。

(176) V. par ex. CA Paris, 26 janv. 2001, Juris-Data n° 151449; CA Paris, 4 déc. 2003, Juris-Data n° 233437. ジーの契約締結の判断にとって決定的な錯誤がザーの情報提供義務の違反によって生じたものでなければならぬということである (Simon, *op. cit.* [note 42], n° 164, p. 116.)。

(177) V. par ex. CA Paris, 17 déc. 2014, RG n° 13/08615.

(178) Dissaux, *op. cit.* [note 151], p. 3055.

る錯誤は認められると述べたのは、ザーが L. 330-3 条が定める情報をすべて提供したとしても、かかる錯誤による無効が認められ得るということ⁽¹⁷⁹⁾を意味するのである。よって、2011年判決は、ザーの情報提供義務違反がなければ、収益に関する錯誤は契約の無効原因にならなかったということ⁽¹⁸⁰⁾これまでの理解よりもさらに踏み込んだ判断を示しているものとされる。

上記のような2011年判決の理解にしたがえば、不誠実な方法で予測を作成してなくても、予測が不正確であれば契約が無効になる可能性があるということであるから、ザーとしては一層慎重さを期して予測を作成しなければならなくなる⁽¹⁸¹⁾。同時に、2011年判決によってザーの情報提供義務違反がなくても収益に関する錯誤に基づく無効が認められたということは、店舗経営に伴う射倖性 (aléa) のリスクを終局的に負担するのはジーではなくザーであるとの理解が成り立つであろう⁽¹⁸²⁾。

第4節 2011年判決・2012年判決以降の判例

収益に関する錯誤により契約を無効にするという処理の仕方は緒に就いたばかりといえるので、同様の処理が定着していくか今後の判例の行方を見守る必要があろうが、現在のところ以降の判例にも受け継がれていると解してよいだろう⁽¹⁸³⁾。

(179) Genicon, *op. cit.* [note 157], p. 75.

(180) Grimaldi, *op. cit.* [note 166], p. 538. ただし、2011年判決の差戻し審であるパリ控訴院2013年9月12日判決は、ザーが提供した売上予測は杜撰であり非難されるべき楽観性を有していたとして、ザーの情報提供義務違反を認定して契約の無効を宣言している (CA Paris, 12 sept. 2013, Juris-Data n° 019547.)

(181) Grimaldi, *op. cit.* [note 166], p. 538 ; Loir, *op. cit.* [note 162], p. 1428.

(182) Mainguy, *op. cit.* [note 130], p. 77.

(183) V. M. Malaurie-Vignal, *Nullité du contrat de franchise pour erreur sur la rentabilité*, Contrats, conc. consom., n° 4., 2015, comm. 88

破毀院商事部2013年10月1日判決では、ジーが達成した総売上高はザーが予測した総売上高を下回り裁判上の清算に至ったので、ジーから収益に関する錯誤を理由に契約の無効が主張された。本件について破毀院は、ザーの予測とジーが達成した総売上高との乖離は認められるとした。しかし、それは、契約期間中に発生した洪水 (inodation) などの気候的要因によるものであるし、予測と実際の数値との乖離も21%程度であり、さらにある年度ではザーが示した予測と同程度の利益をジーは上げていた。したがって、予測と実際の数値との乖離はザーが作成した予測の誠実性の欠如に起因するものではないとし、ジーの錯誤無効の主張を認めなかった原審の判断を正当とした。⁽¹⁸⁴⁾

破毀院商事部2013年12月10日判決では、ジーが世界的に有名な会計・税務のコンサルティング企業のシニアコンサルタント (consultant senior) という経歴を有していたという場合において、そのようなジーであればザーが提供した総売上高予測が非現実的な性質のものであったと判断することができたはずであると判示し、収益に関する錯誤による契約無効の主張を認めなかった。⁽¹⁸⁵⁾

モンベリ工控訴院では、2014年10月21日に2件の判決が言い渡されており、1件については収益に関する錯誤による契約の無効が認められ、もう1件では否定されている。

まず収益に関する錯誤が認められた肯定例からみていこう。本件では、ザーが提示した総売上高予測を43～48%下回る総売上高しか達成することができず、ジーは裁判上の清算に至ってしまった。そこで、ジーが収益に関する錯誤を理由に契約の無効を主張した。モンベリ工控訴院は、収益見込みはジーの契約締結にとって決定的なものであるところ、ジーはザー

(184) Cass. com., 1^{er} oct. 2013, Juris-Data n° 021425.

(185) Cass. com., 10 déc. 2013, Juris-Data n° 028587.

から提供された過度に楽観的かつ非現実的な総売上高予測が原因で収益に関する錯誤に陥って本フランチャイズ契約を締結していたとして、ジーの主張を認め、契約の無効を宣言した。⁽¹⁸⁶⁾

次いで、ジーの契約無効の主張を退けた否定例は以下のようなものであった。本件も同じく、ジーは裁判上の清算に至ったのであるが、ザーの総売上高予測とジーが達成した数値との乖離は7.5%に過ぎなかった。そのことから、モンペリエ控訴院は、ザーの予測によって収益に関する錯誤が生じてジーが契約をしてしまったということはできないとした。⁽¹⁸⁷⁾

以上の諸判決を総合すると次のように言うことができよう。すなわち、収益見込みはフランチャイズ契約における決定的かつ本質的な要素であるから、収益に関する錯誤が本質に関する錯誤を構成することがある。ただし、この収益に関する錯誤を理由に契約の無効が認められるには、予測と実際の数値との著しい乖離が存在することを前提とし、その上でその乖離の原因をジーに求められないこと（ザーの不誠実な予測に起因すること）が必要である。しかし、不誠実な予測が提供されたとしても、ジーに予測数値は実現不可能なものであると評価できる能力があるとされる場合（ジーが経験豊富な事業者（*professionnel averti*）である場合）には、収益に関する錯誤を理由とした契約の無効は認められない。⁽¹⁸⁸⁾

(186) CA Montpellier, 21 oct. 2014, Juris-Data n° 033753.

(187) CA Montpellier, 21 oct. 2014, Juris-Data n° 033702.

(188) V. A. Bories, Erreur sur la rentabilité, JCP G., 2015, n° 7, 198; Malaurie-Vignal, *op. cit.* [note 183], p. 88; H. B., L'erreur sur la rentabilité économique, RTD civ., 2014, p. 109-110.

第5節 小括

2011年判決の登場により、これまで売上予測についてはもっぱら詐欺で処理されてきたところ⁽¹⁸⁹⁾、収益に関する錯誤による無効も可能になった。よって、ジーの保護のための手段が拡充したといえよう。ただし、収益に関する錯誤による無効が認められるには、まずザーの予測とジーが達成した総売上高との間に著しい乖離がなければならない。そして、その乖離の原因をジーの店舗経営に求めることはできないという、少なくとも2つの要件が満たされる必要がある。これら要件が満たされると、収益に関する錯誤に基づく契約の無効が認められる。2012年判決もこの収益に関する錯誤により契約を無効にしたものとされているが、本判決については留意すべき点があることを付言しておきたい。それは、2011年判決が明確に「本質的性質に関する錯誤」と述べているのに対して、2012年判決は単に「合意の瑕疵」とだけ述べており、2011年判決と比較して直截的な表現が用いられていない点である。すなわち、その「合意の瑕疵」が錯誤なのか詐欺によって生じたものなのか、破毀院は性質決定を行っていないのである⁽¹⁹⁰⁾。したがって、2012年判決は先例である2011年判決よりも精細さに欠ける印象は否めない。とはいえ、2012年において破毀院は、ザーが提供した総売上高予測は「収益の見通しに関してジーに錯誤を生じさせた」と述べた原審の判断をそのまま是認したに過ぎないことから、一般的に本判決もまた収益に関する錯誤についての判決と位置づけることができるのであろう⁽¹⁹¹⁾。

収益に関する錯誤による無効を認めた2011年判決・2012年判決について

(189) Loir, *op. cit.* [note 79], p. 113.

(190) Dissaux, *op. cit.* [note 141], p. 2082. V. aussi, Mainguy, *op. cit.* [note 130], p. 76.

(191) Dissaux, *op. cit.* [note 141], p. 2082.

ての学説における議論に共通するのは、両判決はともに収益の獲得が契約における本質を構成するというフランチャイズ契約の特殊性ゆえに成り立つものであるという理解である。このようなフランチャイズ契約の特殊性を鑑みると、ジーは同契約を締結することで収益を上げることが見込めるからこそ、加盟料やロイヤルティといった金銭を支払っているといえる⁽¹⁹²⁾。そのように考えると、フランチャイズ契約では、収益は同契約のコースであると解することができるであろう⁽¹⁹³⁾。収益がフランチャイズ契約のコースであるとすると、ザーのノウハウ等が適格性を欠いていた場合には、収益に関する錯誤が問題になると同時にコースの欠缺 (absence de cause) による無効も考えられよう⁽¹⁹⁴⁾。

ところで、2011年判決で示された収益に関する錯誤についての理論は、フランチャイズ契約以外にも「金銭的利益を生み出す契約」について妥当するものであるとして、汎用性のある理論であるとの指摘があった（ジェニコン）。そのように考えることができるのであれば、本章で検討した収益に関する錯誤についての理論は、ひろく錯誤の一般理論に対して示唆を与える可能性を秘めているかもしれない。ただし、かかる点については、今後の判例において2011年判決で示された判断が定着していくか、その動向を見守る必要があるだけでなく、これまでの錯誤論の中において本判決はどのように位置づけられるのかを明らかにしなければならない。したがって、収益に関する錯誤が伝統的な錯誤理論に対して与え得る影響の検討は慎重を要するものである所以他日を期したい。

(192) V. S. Amrani-Mekki et M. Mekki: D. 2013, pan. p. 395.

(193) Mainguy, *op. cit.* [note 130], p. 77. V. aussi, Ghestin, *op. cit.* [note 70], n° 1671, p. 1365.

(194) V. Ghestin, *op. cit.* [note 158], p. 253.

第6章 おわりに

以上、フランスにおけるザーの情報提供義務違反と合意の瑕疵との関係性について検討してきた。以上の検討を踏まえ、本章では、L. 330-3条と民法典の合意の瑕疵理論（1116条）との関係、および売上予測に関する情報と収益に関する錯誤との関係に焦点を当ててフランス法について若干の考察を行いたい（第1節）。これら各点を考察することで、ザーが情報提供義務に違反した場合における詐欺や錯誤の活用可能性について、今後日本法を考察するに際しての視座を得ることができるのではないかと考えたからである。そして、最後に本稿での検討の結果として残された課題を示したい（第2節）。

第1節 若干の考察

第1款 L. 330-3条と合意の瑕疵理論（1116条）との関係

詐欺的沈黙を構成するにはザーが情報提供義務を負っていなければならないので、この点でザーに同義務を課したL. 330-3条の意義が認められるが、詐欺的沈黙の立証は容易ではない。判例と有力な学説が対峙しているのは、この立証責任の分配についてであった。

学説は、L. 330-3条はジエが錯誤に陥ることなく契約できるためにザーに情報提供義務を課したとする。L. 330-3条に基づきザーは誠実な情報を提供することを前提とするので、こうした理解は情報提供義務を果たしたことの立証責任を転換するのに十分な根拠となる。そうしたことから、L. 330-3条は情報提供義務違反に対する制裁として立証責任の転換された特殊な詐欺を創出するのである。よって、L. 330-3条は一般的な合意の瑕疵理論（民法典1116条）に対して独自の存在意義が認められる。ゆえに、L. 330-3条と併せて民法典1116条も援用すると立証責任の転換がなされなく

466(466) 法と政治 67巻1号 (2016年5月)

なるので、ジーにとって不利になる。

対して、判例は情報提供義務違反のみから合意の瑕疵を導くことはできないとし、そうした推定を認めない。判例のこうした理解は、民法典1116条2項が「詐欺は推定されず、立証されなければならない。」と規定していることによるのであろう。⁽¹⁹⁵⁾つまり、判例では、L. 330-3条の情報提供義務の違反をもって特殊な詐欺を認めることはできず、同義務違反はあくまでも合意の瑕疵理論に従い処理されると解されているという意味において、判例は同条に独自の意義を見出していないことになる。⁽¹⁹⁶⁾

思うに、このような、L. 330-3条の違反があった場合における合意の瑕疵の立証責任の分配に関する見解の相違の原因は、契約内容をよく知って契約できるように情報提供義務を法定したという、同法についての理解の差異に由来するのではないか。すなわち、判例はジーの事業経験を主たる判断要素とし、かかる要素以外の諸要素も併せて考慮すれば、ザーの情報提供義務違反によってただちにジーの合意に瑕疵が生じるわけではないとの理解が前提にあるのではなからうか。対して、合意の瑕疵の推定を主張する学説は、基本的にジーは事業経験の僅少な者でありザーに劣後する存在であるとの理解を念頭に、L. 330-3条の上記趣旨は情報提供義務が果たされた場合にはじめて実現されると考えるのではないだろうか。ゆえに学説は、情報提供義務違反があった場合に詐欺の推定を働かせるべきとの解釈を提唱するものと思われる。

第2款 売上予測に関する情報と収益に関する錯誤との関係

破毀院は、2011年判決・2012年判決と相次いで、合意に影響を与えない錯誤とされてきた収益に関する錯誤が本質に関する錯誤を構成すると判

(195) V. Mainguy et Respaud, *op. cit.* [note 36], n° 11.

(196) V. Simon, *op. cit.* [note 42], n° 163, p. 114.

示してきた。その理由を明らかにするために、学説はフランチャイズ契約の特殊性に着目していた。すなわち、フランチャイズ契約とはザーの事業の成功をジーが再現できるという契約であり、これが同契約における目的 (*finalité*) である。フランチャイズ契約をこのような性質の契約であると考えると、売上予測に関する情報の提供はそうした目的を達成できるかジーが判断するための重要な情報となろう。よって、予測とジーが獲得した実際の収益との乖離が著しい場合には、当該フランチャイズ契約は上記目的を実現し得る適格性 (*aptitude*) を欠いていたということになり、収益に関する錯誤に基づく無効が認められることになる。ただし、その際には、乖離の程度、店舗経営にあたってジーの懈怠がないこと、ジーの事業経験等、様々な要素を斟酌した結果、ジーの錯誤が宥恕できないものである場合には無効は認められない。

思うに、以上のような考え方は、上記諸要素を斟酌した結果から、契約締結時にジーに錯誤が生じていたということを認定するものであろう。確かに、売上予測に関する情報についてザーは結果債務を負っているわけではないので、乖離があっただけでは錯誤無効は認められない。しかし、前記のようなフランチャイズ契約の特殊性を鑑みれば、ザーの提供した売上予測に関する情報が誤っていた場合に本質に関する錯誤を構成し得るとするのは十分に説得的と思われる。収益に関する錯誤に基づく契約無効の肯否の判断要素としてジーの事業経験を斟酌することで、素人同然のジーについては錯誤無効が認められやすくなる一方で、経験豊富な事業者たるジーには認められにくくなる⁽¹⁹⁷⁾。このように、錯誤無効の肯否を判断する際にジーの事業経験を斟酌することで、ジーの保護と取引安全とのバランスにも配慮した解決が可能になろう。

(197) V. Dissaux, *op. cit.* [note 141], p. 2083.

第2節 残された課題

最後に、残された課題について少し言及しておきたい。本稿では、ザーが情報提供義務に違反した場合に、ジーは契約の無効や取消しを主張できないかという問題意識の下、かかる点につき今後日本法を考察する際の視座を得るために、フランス法の議論を整理した。よって、本稿での検討を踏まえての日本法の考察が今後の課題である。

また、そもそも、わが国と同様にザーの情報提供義務違反が問題になることが多いのに、同義務違反を損害賠償で処理するわが国とは異なり、なぜフランスは同義務違反に対して合意の瑕疵による契約の無効という処理が採られているのだろうか。こうした日仏の差異は何に由来するのか。この点、思うに、フランスでは情報提供義務は詐欺や錯誤の間隙を埋めるために出てきた法理であるとされていること（詐欺・錯誤の拡張理論としての情報提供義務⁽¹⁹⁸⁾）、およびL. 330-3条が同義務を規定し、同条の文言を根拠に合意の瑕疵による契約の無効という私法上の効果を引き出せるという点⁽¹⁹⁹⁾がわが国とフランスとでの差異の一因といえるだろうが、かかる点も今後の課題としたい。

(198) かかる点につき、詳しくは、後藤・前掲注(3)71頁以下、森田・前掲注(2)30頁、同・前掲注(3)『『合意の瑕疵』とその拡張理論(2)』58頁を参照。

(199) わが国でも、ザーが中小小売商業振興法の開示義務に違反したときには、同法はジーが錯誤あるいは詐欺を主張するための根拠を提供することになるとの指摘がある（川越・前掲注(14)40頁）。一方で、同法は行政的取締法規であることから、ザーの不十分な情報提供のためにジーが損害を被った場合の私法上の救済として実効性を有するとは言い難いとの指摘もある（宮下修一「契約関係における情報提供義務(10)」名古屋大学法政論集203号352頁（2003年））。

La relation entre l'obligation d'information précontractuelle imposée au franchiseur et les vices du consentement : selon le droit français

Hidekazu YAJIMA

Si l'article L. 330-3 du Code de commerce, dit loi Doubin, prévoit une obligation d'information précontractuelle imposée au franchiseur, il ne s'occupe pas du problème de la sanction civile en cas de manquement à cette obligation. Cela a suscité de nombreuses discussions concernant cette sanction civile : l'on peut se demander si cette sanction dépend de la preuve d'un vice du consentement du franchisé ou si elle survient au seul manquement à l'obligation d'information par le franchiseur.

Une jurisprudence au départ majoritaire avait appuyé la dernière approche : elle avait jugé que la loi Doubin étant de caractère d'ordre public, un contrat de franchise était nul pour non-respect par le franchiseur des dispositions de cette loi. Mais, la Cour de cassation, dans son arrêt du 10 février 1998, avait adopté la première approche : dans le cas de l'annulation d'un contrat de location-gérance, le juge de fond dans son arrêt s'est bornée à énoncer que les avant-projets de contrat n'ont pas été communiqués avant la signature, sans rechercher si le défaut d'information avait eu pour effet de vicier le consentement des locataires-gérants (le créancier de l'obligation d'information). La Cour de cassation a ainsi jugé qu'il n'a pas donné de base légale à sa décision au regard de la loi Doubin. Depuis cet arrêt, la jurisprudence a consacré le principe que le franchisé doit prouver le vice du consentement (le dol par réticence, en général) s'il veut obtenir la nullité du contrat en cas de manquement à l'obligation d'information par le franchiseur. Dés lors, la sanction du manquement à l'obligation d'information prévue par la loi Doubin est subordonnée à la théorie générale des vices du consentement, à savoir que la charge de la preuve du vice du consentement pèse sur celui qui l'allègue.

Certains auteurs se demandent alors si la loi Doubin est nécessaire ou non. C'est à dire que le principe posé par la Cour de cassation est en effet source de son ineffectivité. Ils ont ainsi considéré qu' en imposant une obligation d'information précontractuelle à la charge du franchiseur, la loi Doubin aurait pu inciter la jurisprudence à reconnaître automatiquement, en cas de manquement de cette obligation, une présomption simple de vice du consentement du franchisé. C'est ainsi que ce renversement de la charge de la preuve de ce vice est l'unique apport de la loi Doubin. Certes, certaines juridictions de fond considèrent que le non-respect par le débiteur de l'obligation d'information précontractuelle fait présumer le dol. En d'autres termes, le franchiseur doit prouver que le consentement du franchisé n'a pas été vicié par l'effet de l'inexécution de son obligation d'information. Pourtant, les arrêts ayant adopté une telle solution ont été entièrement cassés par la Cour de cassation.

À propos de l'erreur sur la rentabilité économique, dans un arrêt du 4 octobre 2011, la Chambre commerciale de la Cour de cassation a affirmé que l'erreur sur la rentabilité économique pourrait entraîner la nullité du contrat de franchise. Elle a estimé que l'annulation d'un contrat de franchise ne peut être écartée sans rechercher si les circonstances dans lesquelles les résultats de l'activité du franchisé s'étaient révélés très inférieurs aux prévisions et avaient entraîné rapidement sa mise en liquidation judiciaire ne révélaient pas sur le fait que le consentement du franchisé avait été déterminé par une erreur substantielle sur la rentabilité de l'activité entreprise. Ceci même en l'absence de manquement du franchiseur à son obligation précontractuelle d'information. Pourtant, autrefois, la jurisprudence a jugé que cette erreur ne constitue pas une erreur sur la substance de nature à vicier le consentement du demandeur de l'action en nullité fondée sur l'article 1110 du Code civil (notamment, Cass. 3^e civ., 31 mars 2005, Bull. Civ. 2005, III, n° 81). La Cour de cassation a-t-elle alors changé de cap ou non? Il y a ainsi beaucoup de débat dans la doctrine en ce que pourquoi l'erreur sur la rentabilité économique peut être considérée comme une erreur substantielle au sens de l'article 1110 du Code civil.

En revanche, dans le droit japonais, dans le cas où le franchiseur a violé l'obligation d'information précontractuelle, la jurisprudence n'utilise guère le vice du consentement pour le sanctionner. La question se pose de savoir pourquoi? Dans notre étude, afin d'obtenir quelques pistes de suggestions concernant la sanction en cas de violation de l'obligation d'information précontractuelle par le franchiseur dans le droit japonais, nous allons développer les thèmes présentés ci-dessus.

Table des matières

Chapitre 1: Introduction

Chapitre 2: L'évolution de la jurisprudence avant l'arrêt de la Cour de cassation du 10 février 1998

Section 1. Préface

Section 2. La jurisprudence avant l'arrêt de la Cour de cassation du 10 février 1998

Section 3. Résumé et observation de l'arrêt de la Cour de cassation du 10 février 1998

Section 4. Conclusion du chapitre 2

Chapitre 3: Le vice du consentement (le dol) comme sanction du manquement à l'obligation d'information par le franchiseur

Section 1. Préface

Section 2. Résumé des jurisprudences

Section 3. Observation des jurisprudences

Section 4. Conclusion du chapitre 3

Chapitre 4: La présomption de vice du consentement en cas de manquement à l'obligation d'information par le franchiseur

Section 1. Préface

Section 2. La charge de la preuve de l'exécution de l'obligation d'information prévue par la loi Doubin

Section 3. La charge de la preuve du vice du consentement

Section 4. Conclusion du chapitre 4

Chapitre 5: Les prévisionnels et l'erreur sur la rentabilité économique

Section 1. Préface

Section 2. Le résumé de l'arrêt de la Cour de cassation de 2011 et 2012

Section 3. Appréciations sur la doctrine spécifique de chaque arrêt

Section 4. La jurisprudence après les arrêts

Section 5. Conclusion du chapitre 5

Chapitre 6: Conclusion générale

論

説